

部 分 公 開 決 定 通 知 書

大福祉第 2445 号
令和 6 年 1 月 30 日

林弘法律事務所
弁護士 山中 理司 様

大阪市長 横山 英幸

令和 6 年 1 月 17 日付けの公開請求について、大阪市情報公開条例第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり公文書の一部を公開することを決定したので通知します。

公文書の件名	別紙 1 のとおり
公開の日時	別途郵送します。
公開の場所	別途郵送します。
公開の実施方法	文書の写しの交付
公開しないこととした部分	別紙 2 のとおり
上記の部分を公開しない理由	別紙 2 のとおり
担当	福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（地域包括ケアグループ） (電話番号 06-6208-8060)
備考	

注 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。

この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起する事が認められる場合があります。

2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を受付へ提示してください。

公文書の件名

【①大阪市が大阪市東成区南部地域包括支援センターに委託している内容及び委託費用が書いてある契約書その他の文書（令和 5 年 2 月当時のもの）】

- 1 大阪市東成区南部地域包括支援センター運営関連事業（包括的支援事業）
業務委託契約書（契約期間：平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日）
- 2 大阪市東成区南部地域包括支援センター運営関連事業（包括的支援事業）
業務委託変更契約書（令和 4 年度締結分）
- 3 令和 4 年度大阪市東成区南部地域包括支援センター介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）
業務委託契約書
- 4 令和 4 年度大阪市東成区南部地域包括支援センター家族介護支援事業
業務委託契約書

【②大阪市東成区南部地域包括支援センターが大阪市に提出している、受託業務に関する定期的な報告書（令和 4 年度のもの）】

- 5 令和 4 年度大阪市東成区南部地域包括支援センター運営関連事業（包括的支援事業）
変更届出書（令和 4 年 4 月 12 日提出分）
- 6 令和 4 年度大阪市東成区南部地域包括支援センター運営関連事業（包括的支援事業）
職員配置状況確認表（令和 4 年 4 月 1 日時点）
- 7 令和 4 年度大阪市東成区南部地域包括支援センター運営関連事業（包括的支援事業）
職員配置状況確認表（令和 3 年 8 月 25 日時点）
- 8 令和 4 年度大阪市東成区南部地域包括支援センター運営関連事業（包括的支援事業）
変更届出書（令和 4 年 6 月 13 日提出分）
- 9 令和 4 年度大阪市東成区南部地域包括支援センター運営関連事業（包括的支援事業）
職員配置状況確認表（令和 4 年 6 月 1 日時点）
- 10 令和 4 年度大阪市東成区南部地域包括支援センター運営関連事業（包括的支援事業）
職員配置状況確認表（令和 4 年 4 月 1 日時点）
- 11 令和 4 年度大阪市東成区南部地域包括支援センター運営関連事業（包括的支援事業）
自立支援型ケアマネジメント検討会議 会議録
- 12 令和 4 年度大阪市東成区南部地域包括支援センター運営関連事業（包括的支援事業）
自立支援型ケアマネジメント検討会議 報告書

1 公開しないこととした部分

- ア (別紙1項番1～4) 法人の印影
- イ (別紙1項番5～10) 法人職員の氏名
- ウ (別紙1項番11) 支援対象者の年齢・性別・状態・検討内容
- エ (別紙1項番12) 支援対象者の年齢・性別・状態・支援経過、法人職員の氏名

2 公開しない理由

大阪市情報公開条例第7条第1号に該当

(説明)

上記イ～エの情報については、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別される情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

大阪市情報公開条例第7条第2号に該当

(説明)

上記アの情報については、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより偽造あるいは転用のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。

業務委託契約書（経常型）

契約番号 福祉契第 3100806 号

名 称	地域包括支援センター運営関連事業（包括的支援事業等）	
業 務 委 託 料	¥180,331,020	
うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額	非課税	
履 行 期 間	<input checked="" type="radio"/> 平成31年4月1日から平成35年3月31日まで <input type="radio"/> 契約後日	
履 行 場 所	本市指定場所	
保 証 事 項	<input type="radio"/> 契約保証金 <input type="radio"/> 有価証券等 <input type="radio"/> 保証事業会社の保証 <input type="radio"/> 履行保証保険	<input type="radio"/> 金融機関の保証 <input type="radio"/> 公共工事履行保証証券 <input checked="" type="radio"/> 免除
そ の 他		

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記事項及び裏面記載の各条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年4月1日

発注者 大阪市
 契約担当者 大阪市福祉局長 出海 健次



受注者 住所又は事務所所在地 大阪市東成区大今里南3丁目11番2号
 商号又は名称 社会福祉法人大阪市東成区社会福祉協議会
 氏名又は代表者氏名 会長（理事長） 清水 弘



(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を受注者又は第19条に定める受注者の業務責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の業務責任者は当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との間で協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 8 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停(第50条の規定に基づき、発注者と受注者とが協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。
- (法令上の責任等)
- 第2条 受注者は、労働基準法(昭和22年法律第49号)、職業安定法(昭和22年法律第141号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他関係法令(社会保険・労働保険に関する法令を含む。)の規定のほか、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例(平成18年大阪市条例第16号。以下「コンプライアンス条例」

という。)における委託先事業者に係る規定を守り、善良な管理者の注意をもって業務を履行しなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第3条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

- 第4条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要ないと認めた場合はこの限りでない。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(事故等の報告義務)

- 第5条 受注者は、業務の遂行中に事故が発生したときは、その事故発生の帰責の如何にかかわらず、直ちにその旨を発注者に報告し、速やかに応急処置をえた後、遅滞なく書面により詳細な報告並びにその後の具体的な事故防止策を、書面にて提出しなければならない。

- 2 前項の事故が、個人情報及び業務に係るすべてのデータ(以下「個人情報等」という。)の漏えい、滅失、き損等の場合には、受注者は、業務を中止するとともに、速やかに前項に規定する措置を講じなければならない。なお、業務中止の期間は、発注者が指示するまでとする。

- 3 第1項の事故により、以降の業務の円滑な進行を妨げる恐れがあるときは、受注者は、速やかに問題を解

決し、業務進行に与える影響を最小限にするよう、努めなければならない。

(個人情報等の保護に関する受注者の責務)

第6条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「保護条例」という。）、大阪市特定個人情報保護条例（平成27年大阪市条例第89号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

2 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報等の管理義務)

第7条 受注者は、発注者から提供された資料、貸与品等及び業務を行う上で得られた受注者の保有する記録媒体（光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。）上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録する等適正に管理しなければならない。

2 受注者は、前項の記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。

3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を文書により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。

4 受注者は、定期的に発注者からの要求に応じて、第1項の管理記録を発注者に提出しなければならない。

5 第1項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善を求めるとともに、発注者が受注者の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで業務を中止させることができる。

(目的外使用の禁止)

第8条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(外部持出しの禁止)

第9条 受注者は、発注者が指定する場合以外は、記録

媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部に持ち出してはならない。

(複写複製の禁止)

第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より文書による同意を得た場合はこの限りでない。

2 前項ただし書に基づき作成された複写複製物の管理については、第7条を準用する。

(個人情報等の保護状況に関する検査の実施)

第11条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。

2 受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。

3 第1項の立入検査の結果、受注者の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、業務を中止させることができる。

(事実の公表)

第12条 発注者は、受注者が保護条例第15条の規定に違反していると認めるときは、保護条例第16条第1項の規定に基づき、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。

2 発注者は、受注者が前項に規定する勧告に従わないときは、保護条例第16条第2項に定める事実の公表を行うために必要な措置をとることができる。

3 発注者は、前2項に定めるもののほか、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の保証)

第13条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保証金額（第4項において「保証の額」という。）は、一般競争入札においては業務委託料の10分の1以上、指名競争入札、随意契約においては100分の5以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 業務委託料の変更があった場合には、一般競争入札においては保証の額が変更後の業務委託料の10分の1、指名競争入札及び随意契約においては100分の5に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

5 第1項の規定にかかわらず、発注者がその必要がないと認めたときは、受注者は、同項各号に掲げる保証を付することを要しない。

（権利義務の譲渡等）

第14条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第15条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 受注者は、発注者の承諾なく、設計図書等（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

3 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前2項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

4 前3項の規定は、この契約が終了した後においても、同様とする。

（一括再委託等の禁止）

第16条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

4 受注者は、第2項により第三者に委任し、又は請け負わせた場合、発注者に対し、その第三者の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うものとする。

（特許権等の使用）

第17条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権の発明等）

第17条の2 受注者は、業務の遂行にあたり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、書面にて発注者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続き及び権利の帰属等に関する詳細については、発注者と受注者とが協議して定める。

（監督職員）

第18条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する業務を完了させるための受注者又は受注者の業務責任者に対する業務に関する指示

(2) この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときには、それぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときには、当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(業務責任者)

第19条 受注者は、業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第20条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務責任者に委任せし自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(特定個人情報を取扱う者)

第19条の2 受注者は、業務の履行において、特定個人情報を取扱う場合には、特定個人情報を取扱う者の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

(業務責任者等に対する措置請求)

第20条 発注者は、業務責任者又は受注者の使用者若しくは第16条第2項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第21条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第22条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は、性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 受注者は貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって、不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の履行義務)

第23条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその履行を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第24条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合は除く。）

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること

(3) 設計図書の表示が明確でないこと

- (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること
 - (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならぬ。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第25条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示(以下この条及び第27条において「設計図書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第26条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第27条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は

発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第28条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第29条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第30条 履行期間の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第28条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日とする。)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第 31 条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第 32 条 受注者は、業務を行うに当たって、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他の業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第 33 条 業務の完了前に、業務を行うにつき生じた損害（次条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項又は第 34 条の 2 第 1 項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 34 条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第 3 項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に對して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品

等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

4 前 3 項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第 34 条の 2 業務を完了する前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で、発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、仮設物又は作業現場に搬入済みの器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（仮設物又は作業現場に搬入済みの器具であつて立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取扱いに要する費用の額の合計額（第 6 項において「損害合計額」という。）のうち、業務委託料の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、損害を受けた仮設物又は器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却すること

としている償却費の額から損害を受けた時点における業務に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取扱いに要する費用の額」とあるのは「損害の取扱いに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第35条 発注者は、第17条、第23条から第29条まで、第32条又は第33条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第36条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 発注者は、第2項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が業務報告書の引渡しを申し出たときは、直ちに当該業務報告書の引渡しを受けなければならぬ。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該業務報告書の引渡しを業務委託料の支払いの完了

と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに履行して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、履行の完了を業務の完了とみなして前5項の規定を準用する。

(減価採用)

第37条 前条第6項の規定にかかわらず、検査の結果、当該履行内容に僅少の不備がある場合で発注者がその使用上重大な支障がないと認め、かつ、期限その他の条件から履行が困難と認めたときは、相当の価格を減価の上、これを採用することができる。減価の額は発注者が定める。

(業務委託料の支払い)

第38条 受注者は、第36条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 発注者が、その責めに帰すべき事由により第36条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分払)

第39条 受注者は、業務の完了前に、既に業務を完了した部分(第36条第2項の規定により検査職員の検査に合格したもの。以下「既履行部分」という。)に相応する業務委託料相当額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、月1回を超えることができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を書面により発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、

発注者は、当該請求を受けた日から 30 日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、業務委託料相当額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 = 業務委託料相当額 × (9/10) (債務が性質上不可分の委託契約)

部分払金の額 = 業務委託料相当額 (債務が性質上可分の委託契約)

7 第 5 項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び第 6 項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額からすでに部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

(部分払金の不払に対する業務中止)

第 40 条 受注者は、発注者が第 38 条又は第 39 条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(債務不履行に対する受注者の責任)

第 41 条 受注者は、業務について、この契約に定められたとおり履行できないことが明らかになったときは、遅滞なく発注者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた場合、又は受注者がこの契約に違反したことが明らかになった場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてその履行を請求し、若しくは履行とともに損害の賠償を請求し、又はその履行に代えて損害の賠償を請求することができる。

3 前項において、受注者がこの契約に違反したことが明らかになった場合に受注者が負うべき責任は、第 36 条第 2 項又は第 39 条第 3 項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

(履行遅延の場合における損害金等)

第 42 条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、発注者が履行期間後に完了する見込があると認めたとき

は、発注者は、延滞遅約金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の延滞遅約金の額は、業務委託料（第 37 条の規定に基づき減価したときはその減価後の金額）から第 39 条に規定する部分払に係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第 38 条第 2 項又は第 39 条第 5 項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(不当な取引制限等に係る損害賠償の予約)

第 42 条の 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の業務委託料の 100 分の 20 に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

(1) 受注者が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（同法第 7 条の 2 第 4 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。以下同じ。）を受け、これらが確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。）。

(2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があつたとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令等において、受注者に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該行為の対象となつた取引分野が示された場合（この契約が、示された場合を除く。）に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の徵取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。

(4) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が、この

契約について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

2 前項の場合において、受注者がこの契約について行った独占禁止法第 3 条若しくは第 8 条第 1 号の規定に違反する行為又は受注者若しくは受注者の役員若しくは使用人がこの契約について行った刑法第 96 条の 6 に規定する行為により発注者が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、発注者は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。

3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払いの日から年 5 パーセントの割合による利息を付さなければならない。
(発注者の解除権)

第 43 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了しないとき、又は完了する見込みが明らかにないと認められるとき。
- (3) この契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
- (4) この契約の履行にあたり発注者の指示に従わないとき又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
- (6) 監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けたとき。
- (7) コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は同条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないとき。
- (8) 前各号のほかこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 発注者は、受注者が第 45 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たときは、この契約を解除することができる。

(誓約書の提出)

第 43 条の 2 受注者及び大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 7 条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第

3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないことをそれぞれが表明した誓約書を、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要ないと判断した場合はこの限りでない。（暴力団排除に伴う契約の解除）

第 43 条の 3 発注者は、暴力団排除条例第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。

2 発注者は、暴力団排除条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。

3 前 2 項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
(契約が解除された場合等の違約金)

第 43 条の 4 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、一般競争入札においては業務委託料の 10 分の 1、指名競争入札、随意契約においては 100 分の 5 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第 43 条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 前条第 3 項及び第 1 項の場合において、第 13 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(業務完了前の発注者の任意解除権)

第 44 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第 43 条及び第 43 条の 3 第 1 項、第 2 項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第 45 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第 25 条の規定により設計図書等を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 26 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5 (履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月) を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないと。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除の効果)

第 46 条 この契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第 39 条に規定する部分払に係る部分については、この限りでない。

(解除に伴う措置)

第 47 条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、この契約が解除された場合において、器具、仮設物その他の物件 (第 16 条第 2 項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。) があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

3 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用 (以下本項及び次項において「撤去費用等」という。) は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

(1) 器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等は

受注者が負担する。

4 第 2 項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等を負担しなければならない。

5 第 1 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 43 条、第 43 条の 3 又は第 43 条の 4 の規定によるときは発注者が定め、第 44 条又は第 45 条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 1 項後段及び第 2 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(保険)

第 48 条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを持ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第 49 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年 5 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 5 パーセントの割合で計算した額の滞金を徴収する。

(紛争の解決)

第 50 条 この契約書の各条項において発注者と受注者が協議して定めるものにつき協議が整わなかったときには、発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者と受注者は、協議のうえ調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者が協議して特別の定めをしたものと除き、発注者と受注者がそれぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、業務責任者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛

争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第 20 条第 2 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 4 項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 2 項若しくは第 4 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第 1 項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

4 発注者又は受注者は、申し出により、この契約書の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第 1 項の調停人を立ち会わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を読み替えて準用する。

（概算契約）

第 51 条 この契約書の頭書に概算契約である旨の記載がなされている契約（以下この条において「概算契約」という。）にあっては、設計図書記載の数量及び契約書記載の業務委託料は概算であり、本市の都合により増減することがある。この場合にあっては、業務委託料の確定は、履行期間内の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行うものとする。

2 概算契約においては、第 42 条中「業務委託料」は「履行期間内の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

（補則）

第 52 条 この契約書に定めのない事項については、大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）及び大阪市会計規則（昭和 39 年大阪市規則第 14 号）に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

前金払に関する特約条項

(業務委託料の前金払)

第1条 第38条及び第39条の規定に関わらず、発注者が業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、受注者は、前払いによる業務委託料の支払いを請求することができるものとする。この場合においては、第38条第1項及び第2項中「業務委託料」とあるのは「業務委託料からすでに前払いの対象となった業務委託料相当額を控除した額」と読み替える。

2 前項による前払いの支払回数、請求できる時期及び支払限度額は、次のとおりとする。ただし、発注者は、予算の都合その他の必要があるときは、この支払限度額を変更することができる。

回数	請求できる時期	支払限度額
第1回	平成31年4月1日から	金14,500,860円
第2回	平成31年7月1日から	金7,387,000円
第3回	平成31年10月1日から	金16,290,000円
第4回	平成32年1月1日から	金7,386,500円

- 3 発注者は、前2項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求にかかる業務委託料を支払わなければならない。
- 4 受注者は、第1項の規定による前払いを受けたときは、当該前払いの趣旨にしたがって適正に使用し、この契約を誠実に履行しなければならない。
- 5 発注者は、この契約が解除された場合においては、第46条本文の規定に関わらず、既に業務を完了した部分（第39条の規定による既履行部分に相応する業務を完了した部分を除く。）を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する業務委託料相当額及び第39条の規定による既履行部分に相応する業務委託料相当額を第3項の規定による支払い済みの前払いによる業務委託料（以下「前払金」という。）の額から控除する。この場合において、前払金の額になお剩余があるときは、受注者は、解除が第43条又は第43条の3の規定によるときにあっては、その剩余の額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第44条又は第45条の規定によるときには、その剩余の額を発注者に返還しなければならない。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 契約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

（条例の遵守）【5条関係】

第1条 受注者および受注者の役職員は、本業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する資務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【6条2項・12条2項関係】

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【7条2項関係】

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【17条4項関係】

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【21条関係】

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

その他の特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の福祉局総務部総務課（連絡先：06-6208-7911）に報告しなければならない。

車両使用に係る特記仕様書

本契約に基づき輸送を行う際に使用する自動車は車種規制非適合車以外の自動車でなければならない。

「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車をいう。

車両使用に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境管理課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

仕様書

地域包括支援センター運営関連事業(包括的支援事業等)に係る仕様書を次のように定める。

1. 事業詳細

・包括的支援事業 …別添のとおり

2. 履行期間

平成31年4月1日～平成35年3月31日

3. 契約金額及び内訳

別表のとおり

事業詳細の包括的支援事業にかかる部分は総価契約とする。

4. 再委託等の禁止条項

(1) 地域包括支援センター運営関連事業(包括的支援事業等)契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(ア) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

包括的支援事業

包括的支援事業にかかる仕様を次のように定める。

1. 事業概要

介護保険法115条の45第2項第1号～第3号

介護保険法115条の48

2. 事業目的

地域で暮らす高齢者が、住み慣れた地域で尊厳ある生活をし続けられるよう、必要に応じて介護・福祉・保健・医療などの適切なサービスが包括的かつ継続的に提供される体制づくりが求められている。こうした地域包括ケアを支える中核機関としての役割を担う。

3. 対象者

原則として第1号被保険者およびその家族を対象とする。

4. 担当圏域

別紙のとおり

5. 履行場所

担当する圏域内に事務所を設け、地域包括支援センターを設置する。

〔また、深江南地域に総合相談窓口を設置し、包括的支援事業のうち、高齢者の総合相談・支援業務及び権利擁護業務を実施すること。〕

6. 実施体制

(1) 従事者

ア 三職種（保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士及びそれらに準じるもの）

(ア) 基準配置職員

事業を行うために、大阪市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例に基づき、必要職員を専従配置すること。ただし、包括的支援事業と一体的に行われる必要があるものとして本市から委託を受けた事業（本市が必要と認めるものに限る。）に従事することを妨げない。また、必要職員基準に0.5人分がある場合（3.5人や4.5人など）は、当該職員について、介護保険法115条の45第2項第4号～第6号にかかる業務等との兼務を認める。

(イ) 自立支援型ケアマネジメントを担当する職員

基準配置職員とは別に、8-(3)-イに定める「自立支援型ケアマネジメントのための会議」の担当者（0.5人分）を配置すること。配置する職員の資格は子(ア)に定める基準配置職員と同様とする。

(ウ) その他

上記(ア)(イ)とは別に、三職種（0.5人分）を配置すること。配置する職員の資格は(ア)に定める基準配置職員と同様とする。

イ 地域ケア推進担当

上記アとは別に、8-(4)に定める「地域包括ケアシステム構築に向けた取組の推進」の担当者（0.5人分）を配置すること。

(2) 開設時間

地域包括支援センターの開設時間は、月～金曜日午前9時～午後7時、土曜日午前9時～午後5時（ただし、年末年始・祝日を除く）を基本とし、開設日、開設時間を追加することは可能と

する。日曜・年末年始・祝日その他あらかじめ届け出て大阪市が許可した休業日を認める。なお、休日・夜間においても連絡が取れるよう緊急連絡体制を整え、緊急連絡先を届け出ること。

7. 支出方法

前金払い

8. 事業内容

事業の実施にあたっては介護保険法及び関係法令を順守するとともに、事業詳細については包括的支援事業実施要領を参照すること

(1)多様なネットワークを活用した地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務

ア. 地域におけるネットワーク構築業務

- ・地域の社会資源やニーズの把握
- ・地域において地区医師会、歯科医師会や住民組織等関係機関とのネットワークの構築
- ・地域住民への啓発活動
- ・高齢者虐待防止ネットワークの構築

イ. 実態把握業務

ウ. 総合相談業務

- ・成年後見制度の活用支援
- ・日常生活自立支援事業の活用支援
- ・高齢者虐待の早期発見、防止にかかる支援
- ・消費者被害防止のための市民周知
- ・インフォーマルサービスの発掘・開発
- ・介護予防対象者把握
- ・その他の総合相談・支援

(2)高齢者の状態の変化に対応した長期・継続的なケアマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援体制の構築
- ・居宅介護支援専門員連絡会の開催支援
- ・介護支援専門員に対する個別支援、スキルアップのための研修会の実施
- ・その他必要な事項

(3)地域ケア会議

ア. 地域ケア個別会議

- ・包括的継続的ケアマネジメントの支援体制の構築のため、個別ケース検討の地域ケア会議の実施
- ・地域ケア会議から見えてきた課題（地域課題）のまとめ

イ. 自立支援型ケアマネジメントのための会議

- ・高齢者の自己実現に資する自立支援型のケアマネジメントを行えるよう介護支援専門員を支援する会議を実施する。区内の他包括と連携し、区で月1回の「自立支援型ケアマネジメント検討会議」を実施する。

(ア)検討会議には、区保健福祉センター職員及び検討ケース（要支援の高齢者）の担当介護支援専門員、助言者としての医師、リハビリテーション専門職を出席させること。

(イ)検討会議で検討するケースの主治医に、会議資料として、介護予防サービスに係る意見を文書で求めること。

(ウ)検討会議の結果、検討ケースにケアプランの変更を提案する場合は、担当介護支援専門員と協力して説明を行うこと。

(エ)検討会議の結果について、高齢福祉課の求めに応じて報告を行うこと。

- ・検討会議を受注者が主催しない月は、居宅介護支援事業所のスキルアップのための事例検討等を行う「自立支援型ケアマネジメント小会議」を実施する。小会議には、圏域内等の担当介護支援専門員、リハビリテーション専門職を出席させること。
- ・検討会議6回、小会議6回を実施すること。

(4) 地域包括ケアシステム構築に向けた取組の推進

- ・日常生活圏域ごとの地域包括ケアシステム構築に向けた取組の推進
- ・新たな関係機関との連携
- ・地域ケア会議から見えてきた課題を政策形成につなげる

(5) その他

- ・生活支援型食事サービス事業利用（予定）者のうち、ケアプラン（予防プラン）未作成等の場合、状況確認するとともに、必要な助言を行う。
- ・総合相談窓口と連携した地域ケア会議の開催促進
- ・業務を通じて介護サービス事業所において不正な事項を発見した場合の報告
- ・住宅改修等の指導・助言
- ・センターの広報及び活動状況の周知のため、インターネット上に各地域包括支援センターごとにサイトの作成・管理を行う
- ・認知症初期集中支援推進事業と連携・協力をを行うこと
- ・在宅医療・介護連携推進事業と連携・協力をを行うこと
- ・生活支援体制整備事業と連携・協力をを行うこと
- ・見守り相談室と連携・協力をを行うこと

9. 経費負担区分

(1) 包括的支援事業にかかる経費について

包括的支援事業にかかる業務委託料の積算内訳については(別表)のとおりである。

(2) 介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメントにかかる経費について

地域包括支援センターが担う介護予防支援業務にかかる経費については、明確に会計を区分すること。

別途契約により実施する第一号介護予防ケアマネジメントにかかる経費についても、明確に会計を区分すること。

また、包括的支援業務と一体的に行われる指定介護予防支援業務および第一号介護予防ケアマネジメント（初回のみケアマネジメントを除く）について上記6(1)ア(ア)に定める従事者が行う場合にあっては1人あたり20件以下となるよう適切な運営を図ること。なお、30件を超える場合については、その業務で得た報酬相当額を委託料（固有職員分の人件費）に振り替え、本市に戻入すること。

10. 提出書類

(1) 事業計画書

前年度の自己評価等を踏まえ、別途定める事業計画を作成し、期限までに提出すること。

(2) 事業報告

別途定める実績報告書様式により毎月事業実績を作成し、期限までに提出すること。

(3) 評価

別途定める評価のしくみにもとづいて評価を行い、質の向上及び運営改善に努めること。

(4) その他

本市及び大阪市地域包括支援センター運営協議会、各区地域包括支援センター運営協議会の求めに応じて資料を提出し、運営について報告すること。

11. その他注意事項

(1) 公正・中立性の確保

地域包括支援センターは、介護サービス事業所、居宅介護支援事業所を紹介した経緯を記録するとともに、事業を実施するにあたって、高齢者に提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に理由なく偏ることがないよう、公正・中立性を確保しなければならない。また、その運営については大阪市地域包括支援センター運営協議会の議を経て決定された事項について、遵守しなければならない。

(2) チームアプローチによる運営

いずれの業務についても、主たる担当職種のみで行うのではなく、相互に連携・協働しながら、チームとして実施できるよう、情報の共有や業務の実施体制に特に配慮するものとする。

(3) 地域包括支援センターと総合相談窓口との連携

総合相談窓口との日常的な事例の連携や実施報告の提出などにより、地域住民の総合相談の実態を包括的に把握する。

(4) 地域における様々な資源の活用

地域包括支援センターの運営に当たっては、保健・福祉・医療の専門職やボランティアなど様々な関係者がそれぞれの能力を生かしながら相互に連携することにより、介護サービス、医療サービス、ボランティア活動、近隣住民同士の助け合いまで、地域の様々な社会資源を活用した継続的かつ包括的なケアが行われるよう、総合的なケアマネジメントを行う。

また、地域包括支援センターが中心となり、こうした地域の様々な関係者と連携を図る場を設けるほか、市内の他の地域包括支援センターとのネットワーク形成に努める。

社会資源や各種サービスの活用にあたっては、在宅医療・介護連携支援コーディネーターや生活支援コーディネーター、認知症強化型地域包括支援センターとの連携にも留意する。

(5) 個人情報保護について

本委託業務は、個人情報を取り扱っているため、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、大阪市個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、また、受託者の従事者にも各条項の規定を遵守させ、次に掲げる個人情報保護の措置を講ずること。

- ・地域包括支援センターにおける各事業の実施にあたり、各業務の担当者が互いに情報を共有化し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得ておくこと。
- ・業務目的以外で、本委託業務に係る個人情報について第三者への提供を禁止すること。ただし、法令又は条例に定めがあるときはこの限りでない。なお、その場合、第8条に定める発注者の承諾は不要とする。
- ・業務目的以外で、本委託業務に関して取得し、又は作成した個人情報が記録されている文書又は電磁的記録の複写及び複製を禁止すること。ただし、法令又は条例に定めがあるときはこの限りでない。なお、その場合、第10条に定める発注者の承諾は不要とする。
- ・本委託業務を受託し、又は受託していた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的の利用について禁止すること。
- ・必要に応じて、本市職員による立ち入り検査を受けること。
- ・個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、個人情報保護にかかる法人の規程に基づき対応を行うとともに、速やかに福祉局高齢福祉課に報告を行い、その指示に従うこと。

(6) データ保護関係

次に掲げるデータ(及び入力原票)の保護措置について、大阪市個人情報保護条例を遵守のうえ、
次に掲げる内容についても遵守すること。

- ・データ(及び入力原票)の機密保護を徹底すること。
- ・データ(及び入力原票)の無断使用及び第三者への提供を禁止すること。
- ・データ(及び入力原票)の複写及び複製を禁止すること。
- ・本市から提供された資料等、貸与品等により、契約目的物の作成のために受託者が保有した
使用済みデータは、すべて廃棄処分し、その処理結果について書面で報告すること。貸与し
た記録媒体(磁気テープ、紙等の媒体。「以下記録媒体等」という。)については仕様書に定め
のない限り、本市職員へ返却すること。
- ・事故等により業務に支障が出た場合は、直ちに本市職員に連絡の上、その指示に従うこと。
- ・必要に応じて本市職員による立ち入り検査を受けること。
- ・その他データの適宜・適切な管理に努めること。

(7) 業務引継ぎ

受託者は、業務委託契約満了にあたり、本業務の次期受託業者が決定した場合、必要な業務引
き継ぎを行い、円滑な業務移行に協力すること。

(8) 関係書類等保管期間

地域包括支援関係書類等については、5年間保管すること。

本市が保管書類の提出を求めた場合、求めに応じること。

(9) 研修

受託者は、従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務を遂行するよう、適
切な研修を実施すること。

(10) その他

職員は職員証を常に携帯し、求めに応じて提示すること。

包括的支援事業等委託料 内訳（東成区南部地域包括支援センター）（別表）

区分	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
人件費 ※1	¥36,000,000	¥36,000,000	¥36,000,000	¥36,000,000
固有職員	¥27,000,000	¥27,000,000	¥27,000,000	¥27,000,000
自立支援型ケアマネジメント担当	¥3,000,000	¥3,000,000	¥3,000,000	¥3,000,000
体制強化増配置	¥3,000,000	¥3,000,000	¥3,000,000	¥3,000,000
地域ケア推進担当	¥3,000,000	¥3,000,000	¥3,000,000	¥3,000,000
認知症施策推進担当	—	—	—	—
物件費 ※1	¥9,564,360	¥8,922,220	¥8,922,220	¥8,922,220
センター運営費	¥385,000	¥385,000	¥385,000	¥385,000
光熱水費等	¥385,000	¥385,000	¥385,000	¥385,000
事業費	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000
具体事業費 ※2	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000
事務費	¥2,612,140	¥1,970,000	¥1,970,000	¥1,970,000
事務費 ※3	¥550,000	¥500,000	¥500,000	¥500,000
システム保守管理費	¥270,000	¥270,000	¥270,000	¥270,000
地域包括システム改修費（法改正等）	¥165,000			
地域包括システム改修費（改元）	¥86,400			
地域包括システム改修費（改元 access2016）	¥11,880			
地域包括システム・総合事業対応システム改修費		—	—	—
地域ケア推進担当 端末費用	—	—	—	—
非常勤嘱託職員経費	¥1,200,000	¥1,200,000	¥1,200,000	¥1,200,000
包括システムライセンス料	¥328,860			
包括システム端末費用				
ブランチ運営費	¥5,100,000	¥5,100,000	¥5,100,000	¥5,100,000
地域ケア推進担当 物件費	¥54,300	¥54,300	¥54,300	¥54,300
認知症施策推進担当 物件費				
自立支援型ケアマネジメント	¥412,920	¥412,920	¥412,920	¥412,920
会議開催	¥24,000	¥24,000	¥24,000	¥24,000
医師謝礼	¥99,000	¥99,000	¥99,000	¥99,000
リハビリ謝礼	¥124,800	¥124,800	¥124,800	¥124,800
意見書	¥75,000	¥75,000	¥75,000	¥75,000

郵送料 (意見書)	¥20,700	¥20,700	¥20,700	¥20,700
郵送料 (検討会議)	¥8,280	¥8,280	¥8,280	¥8,280
郵送料 (小会議)	¥4,140	¥4,140	¥4,140	¥4,140
事務費	¥57,000	¥57,000	¥57,000	¥57,000
	¥45,564,360	¥44,922,220	¥44,922,220	¥44,922,220
家族介護支援事業				
	¥45,564,360	¥44,922,220	¥44,922,220	¥44,922,220

合計 ¥180,331,020

東成区南部地域包括支援センターが担当する地域

東成区南部地域包括支援センター

大今里南3-11-2

6977-7031

玉津 2丁目 6番～8番

11番 (9号の一部、10～24号、25号の一部、31号の一部)

13番～19番

20番 (4号の一部、5～15号)

21番 (6～22号、23号の一部)

3丁目 1番 (9号の一部、10～27号)

2番～14番

大今里西 1丁目 16番～18番

19番 (13号の一部、14～35号)

21番～30番

2丁目、3丁目

東今里 3丁目 17番、18番

19番 (9～19号)

20番～22番

大今里 1丁目 11番～14番

22番～37番

2丁目～4丁目

大今里南 1丁目～6丁目

神路 2丁目 8番 (23～42号)

9番 (16号の一部、17～35号)

3丁目、4丁目

深江北 1丁目 16番

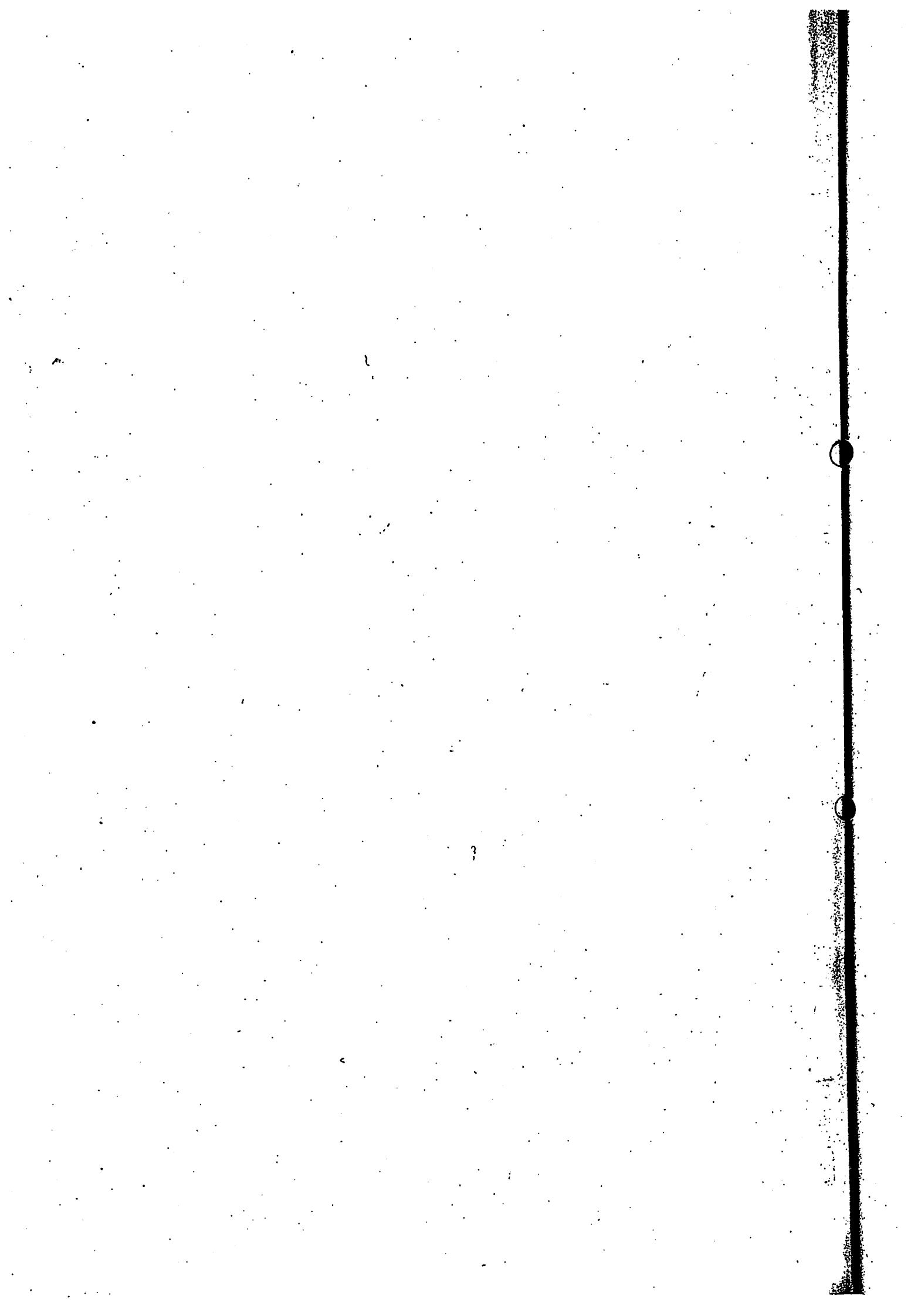
17番 (11号の一部、12～22号)

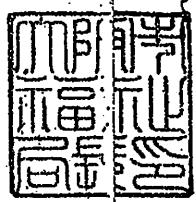
2丁目 15番 (11号の一部、12～24号)

17番

3丁目 23番、24番

深江南 1丁目～3丁目





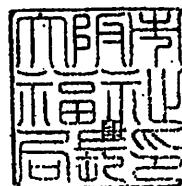
收入印紙貼付欄

業務委託変更契約書(第3回)

契約番号	福祉契第3100808号	当初契約日	平成31年4月1日
名称	地域包括支援センター運営関連事業 (包括的支援事業等)		
直近の業務委託料からの増減額	￥▲937,976		
うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額	非課税		
変更期間			
変更内容	<input checked="" type="radio"/> 別紙のとおり <input type="radio"/> ()		
変更契約における保証事項	<input type="radio"/> 契約保証金 円 <input type="radio"/> 有価証券等 <input type="radio"/> 金融機関の保証 <input type="radio"/> 保証事業会社の保証 <input type="radio"/> 公共工事履行保証証券 <input type="radio"/> 履行保証保険 <input checked="" type="radio"/> 免除 <input type="radio"/> 不要		
その他			

上記の変更契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を原契約書とともに保有する。

令和4年4月1日



発注者

大阪市
契約担当者 大阪市福祉局長 坂田 洋一

受注者

住所又は事務所所在地 大阪市東成区大今里南3丁目11番2号
 商号又は名称 社会福祉法人大阪市東成区社会福祉協議会
 氏名又は代表者氏名 会長 清水 弘



前金払に関する特約条項

(業務委託料の前金払)

- 第1条 業務委託契約書（長期継続契約用）第38条及び第39条の規定に関わらず、発注者が業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、受注者は、前払いによる業務委託料の支払いを請求することができるものとする。この場合においては、第38条第1項及び第2項中「業務委託料」とあるのは「業務委託料からすでに前払いの対象となった業務委託料相当額を控除した額」と読み替える。
- 2 前項による前払いの支払回数、請求できる時期及び支払限度額は、次のとおりとする。ただし、発注者は、予算の都合その他の必要があるときは、この支払限度額を変更することができる。

(令和4年度)

支払回数	請求できる時期	支払限度額
第1回	令和4年4月1日から	金 15,972,000円
第2回	令和4年7月1日から	金 8,648,000円
第3回	令和4年10月3日から	金 18,265,704円
第4回	令和5年1月4日から	金 8,648,191円

- 3 発注者は、前2項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求にかかる業務委託料を支払わなければならない。
- 4 受注者は、第1項の規定による前払いを受けたときは、当該前払いの趣旨にしたがって適正に使用し、この契約を誠実に履行しなければならない。
- 5 発注者は、この契約が解除された場合においては、第46条本文の規定に関わらず、既に業務を完了した部分（第39条の規定による既履行部分に相応する業務を完了した部分を除く。）を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する業務委託料相当額及び第39条の規定による既履行部分に相応する業務委託料相当額を第3項の規定による支払い済みの前払いによる業務委託料（以下「前払金」という。）の額から控除する。この場合において、前払金の額になお剰余があるときは、受注者は、解除が第43条又は第43条の3の規定によるときには、その剰余の額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第44条又は第45条の規定によるときには、その剰余の額を発注者に返還しなければならない。

契約変更理由書

契約番号	別紙1 (契約番号)のとおり	
委託名称	地域包括支援センター運営関連事業(包括的支援事業)	
履行場所	本市指定場所	
種目	その他	
契約相手方	別紙1 (法人名称)のとおり	
履行期間	契約日	
	別紙1 (当初契約日)のとおり	
	(元)履行期間	
	別紙1 (履行期間)のとおり	
	変更後履行期間	
契約金額	(元)契約金額	うち消費税及び地方消費税の額
	別紙1 (変更前業務委託料)のとおり	非課税
	変更金額	うち消費税及び地方消費税の額
	別紙1 (変更後業務委託料)のとおり	非課税
	差引増・減額	うち消費税及び地方消費税の額
変更理由	別紙1(直近の業務委託料からの増減額)のとおり	非課税
	<p>(変更理由) 本市地域包括支援センター職員の必須研修である、一般財団法人長寿社会開発センター(以下、「当該法人」という)が開催する包括職員研修については、本市が当該法人へ研修業務を委託し実施していた。しかし、令和4年度より当該法人は、市町村と受託による研修対応を行わないこととなった。それに伴い、本契約受注者が直接研修受講の手続きを行い研修を受講すること。</p> <p>また、認知症強化型地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員の業務に認知症の人の社会参加活動支援を実施するよう、契約金額の変更を行う。</p> <p>さらに、国の「地域支援事業実施要綱」等との整合性を図り、従事者の資格要件などをわかりやすいものとするため、仕様書の文言の変更を行う。</p> <p>(変更内容) 別紙のとおり</p>	
担当部署	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 地域包括ケアグループ	

契約変更年月日

令和4年4月1日

【凡例】

文言等の削除…取消線

文言等の追加…下線

【別紙】

仕様書

地域包括支援センター業務運営関連事業(包括的支援事業)に係る仕様書を次のように定める。

1. 事業詳細

別添1のとおり

2. 業務委託料

支払いは四半期ごとの前払い金とし、総価契約とする。

3. 履行期間

平成31年4月1日～令和5年3月31日

4. 再委託等の禁止条項

(1) 地域包括支援センター運営関連事業(包括的支援事業等) 契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(ア) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
(2) 受注者は、コピー、パソコン、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

包括的支援事業

包括的支援事業にかかる仕様を次のように定める。

1. 事業概要

介護保険法115条の45第2項第1号～第3号

介護保険法115条の48

1 事業目的

地域で暮らす高齢者が、住み慣れた地域で尊厳ある生活をし続けられるよう、必要に応じて介護・福祉・保健・医療などの適切なサービスが包括的かつ継続的に提供される体制づくりが求められている。こうした地域包括ケアを支える中核機関としての役割を担う。

2. 事業目的

地域で暮らす高齢者が、住み慣れた地域で尊厳ある生活をし続けられるよう、必要に応じて介護・福祉・保健・医療などの適切なサービスが包括的かつ継続的に提供される体制づくりが求められている。こうした地域包括ケアを支える中核機関としての役割を担う。

2 事業概要

介護保険法115条の45第2項第1号～第3号

介護保険法115条の48

に基づく事業

3. 対象者

原則として、地域に居住する第1号被保険者およびその家族を対象とする。

4. 担当圏域

地域包括支援センターの担当圏域については別紙のとおり

5. 履行場所

担当する圏域内に事務所を設け、地域包括支援センターを設置する。また、区において必要と認められた圏域内に総合相談窓口（プランチ）を設置し、包括的支援事業のうち、高齢者の総合相談支援業務及び権利擁護業務を実施する。

6. 実施体制

(1) 従事者

ア 三職種（保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士及びそれらに準じるもの社会福祉士、主任介護支援専門員）

ただし、上記職種の確保が困難な場合はこれに準ずる者として、次に該当する者の配置を認める。

・保健師に準ずる者として高齢者支援を含む地域ケア、地域保健等に関する経験を概ね1年以上有する看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まれないものとする。

・社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上、又は介護支援専門員の業績経験が3年以上あり、かつ高齢者の保健福祉に関する相談援助に3年以上従事

・主任介護支援専門員に準ずる者として「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者。

(ア) 基準配置職員

事業を行うために、大阪市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例に基づき、必要職員を専従配置すること。ただし、包括的支援事業と一体的に行われる必要があるものとして本市から委託を受けた事業(本市が必要と認めるものに限る。)に従事することを妨げない。また、必要職員基準に0.5人分がある場合(3.5人や4.5人など)は、当該職員について、介護保険法115条の45第2項第4号~第6号にかかる業務等との兼務を認める。

(イ) 自立支援型ケアマネジメントを担当する職員

基準配置職員とは別に、7-(3)-イ7-(1)-オ-(イ)に定める「自立支援型ケアマネジメントのためのに資する会議等の開催」の担当者(0.5人分)を配置すること。配置する職員の資格は(ア)に定める基準配置職員と同様とする。

(ウ) その他

上記(ア)(イ)とは別に、三職種(0.5人分)を配置すること。配置する職員の資格は(ア)に定める基準配置職員と同様とする。

イ 地域ケア推進担当

上記アとは別に、7-(4)-7-(1)-ケに定める「地域包括ケアシステム構築に向けた取組の推進」の担当者として、下記の(ア)~(ウ)のいずれかの資格要件に該当する者(1人分)を配置すること。

(ア) 基準配置職員

(イ) 認知症初期集中支援チーム員(次の①~③の要件をすべて満たす者)

①<医療系>

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士、公認心理士のいずれかの資格を有する又はこれらに準ずる者であり、かつ、認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有すると本市が認めた者

<介護・福祉系>

社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理士のいずれかの資格を有する又はこれらに準ずる者であり、かつ、認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有すると本市が認めた者

②認知症ケアや在宅ケアの実務・相談業務等に3年以上携わった経験がある者

③国が定める「認知症初期集中支援チーム員研修」を受講し、必要な知識・技能を修得した者とする。ただし、本市主催の研修を受講した場合、チーム員として活動することも可能とする。

(ウ) 認知症地域支援推進員(次のいずれかに該当する者)

①認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士、介護支援専門員

②上記①以外で、認知症の介護や医療における専門的知識及び経験を有する者として本市

が認めた者（例：認知症介護指導者養成研修修了者等）。
※基準配置職員の資格要件に該当する者が望ましい。

（2）開設時間

地域包括支援センターの開設時間は、月～金曜日午前9時～午後7時、土曜日午前9時～午後5時（ただし、年末年始・祝日を除く）を基本とし、開設日、開設時間を追加することは可能とする。日曜・年末年始・祝日の他あらかじめ届け出て大阪市が許可した休業日を認める。なお、休日・夜間においても連絡が取れるよう緊急連絡体制を整え、緊急連絡先を届け出ること。

7. 事業内容

事業の実施にあたっては介護保険法及び関係法令を順守するとともに、事業詳細については包括的支援事業実施要領を参照すること

（1）多様なネットワークを活用した地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務

ア 地域におけるネットワーク構築業務

- ・地域の社会資源やニーズの把握
- ・地域において地区医師会、歯科医師会や住民組織等関係機関とのネットワークの構築
- ・地域住民への啓発活動
- ・インフォーマルサービスの開発に向けた生活支援コーディネーターの取組みへの連携、協力
- ・高齢者虐待防止ネットワークの構築

イ 実態把握業務

ウ 総合相談業務

- ・成年後見制度の活用支援
- ・日常生活自立支援事業の活用支援
- ・高齢者虐待の早期発見、防止にかかる支援
- ・消費者被害防止のための市民周知
- ・インフォーマルサービスの発掘・開発
- ・介護予防対象者把握
- ・その他の総合相談・支援

エ 権利擁護業務

- ・成年後見制度の活用促進
- ・日常生活自立支援事業（あんしんさぽーと事業）の活用
- ・老人福祉施設等への措置の支援
- ・高齢者虐待への対応
- ・困難事例への対応
- ・消費者被害の防止

オ 地域ケア会議

（ア）地域ケア個別会議

- ・包括的継続的ケアマネジメントの支援体制の構築のため、個別ケース検討の地域ケア会議の実施
- ・地域ケア会議から見えてきた課題（地域課題）のまとめ

（イ）自立支援型ケアマネジメントに資する会議等の開催

カ 介護予防対象者把握

キ 認知症高齢者等支援

ク 地域包括ケアシステム構築に向けた取組の推進

- ・日常生活圏域ごとの地域包括ケアシステム構築に向けた取組の推進
- ・新たな関係機関との連携

(2) 高齢者の状態の変化に対応した長期・継続的なケアマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- エア 包括的・継続的なケア体制の構築業務
- エイ 地域における介護支援専門員のネットワークの形成業務
- エウ 日常的個別指導・相談業務
- エエ 支援困難事例等への指導・助言
- エオ その他必要な事項

(3) 地域ケア会議

ア 地域ケア個別会議

- ・包括的継続的ケアマネジメントの支援体制の構築のため、個別ケース検討の地域ケア会議の実施
- ・地域ケア会議から見えてきた課題（地域課題）のまとめ
- イ 自立支援型ケアマネジメントに資する会議等の開催

(4) 地域包括ケアシステム構築に向けた取組の推進

- ・日常生活圏域ごとの地域包括ケアシステム構築に向けた取組の推進
- ・新たな関係機関との連携
- ・地域ケア会議から見えてきた課題を政策形成につなげる

(5-3) その他

- ・生活支援型食事サービス事業利用（予定）者のうち、ケアプラン（予防プラン）未作成等の場合、状況確認するとともに、必要な助言を行う。
- ・総合相談窓口と連携した地域ケア会議の開催促進
- ・業務を通じて介護サービス事業所において不正な事項を発見した場合の報告
- ・住宅改修等の指導・助言
- ・センターの広報及び活動状況の周知のため、インターネット上に各地域包括支援センターごとにサイトの作成・管理を行う
- ・認知症総合支援事業（認知症初期集中支援推進事業及びオレンジサポートー地域活動促進事業）と連携・協力を行うこと
- ・在宅医療・介護連携推進事業と連携・協力を行うこと
- ・生活支援体制整備事業と連携・協力を行うこと
- ・見守り相談室と連携・協力を行うこと

8. 経費負担区分

(1) 包括的支援事業にかかる経費について

包括的支援事業にかかる業務委託料の詳細については別途お示しする。

(2) 包括的支援事業にかかる経費の明確化について

- ・地域包括支援センターが担う指定介護予防支援業務にかかる経費については、明確に会計を区分すること。
- ・別途契約により実施する家族介護支援事業及び第1号介護予防ケアマネジメントにかかる経費についても、明確に会計を区分すること。
- ・また、包括的支援事業と一体的に行われる指定介護予防支援業務および第1号介護予防ケアマネジメント（初回のみケアマネジメントを除く）について上記6(1)ア(ア)に定める従事者が行う場合にあっては1人あたり20件以下となるよう適切な運営を図ること。ただし、利

用者のサービス利用に遅れが生じるおそれがあるなど、やむを得ず20件を超えて作成する必要が生じた場合は認めることとするが、その場合は直ちに福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課へ連絡すること。

9. 提出書類

(1) 事業計画書

前年度の自己評価等を踏まえ、別途定める事業計画を作成し、期限までに提出すること。

(2) 事業実績報告

別途定める実績報告書様式により毎月事業実績を作成し、期限までに提出すること。

(3) 評価

別途定める「評価のしくみ手引き」にもとづいて評価を行い沿った評価に基づき、質の向上及び運営改善に努めること。

(4) その他

本市及び大阪市地域包括支援センター運営協議会、各区地域包括支援センター運営協議会の求めに応じて資料を提出し、運営について報告すること。

ただし、別添2のオレンジセンター地域活動促進事業については「オレンジセンター地域活動促進事業業務マニュアル」を参照すること。

※認知症強化型地域包括支援センターにかかるものについては(別添2)のとおりとする。

10. その他注意事項

(1) 公正・中立性の確保

地域包括支援センターは、介護サービス事業所、居宅介護支援事業所を紹介した経緯を記録するとともに、事業を実施するにあたって、高齢者に提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に理由なく偏ることがないよう、公正・中立性を確保しなければならない。また、その運営については大阪市地域包括支援センター運営協議会の議を経て決定された事項について、遵守したうえで、その円滑かつ適正な運営に努めなければならない。

(2) チームアプローチによる運営

いずれの業務についても、主たる担当職種のみで行うのではなく専門三職種がそれぞれの専門性を理解し、相互に連携・協働しながら、チームとして実施できるよう、情報の共有や業務の実施体制に特に配慮するものとする。

(3) 地域包括支援センターと総合相談窓口(プランチ)との連携

総合相談窓口(プランチ)との日常的な事例の連携や実施報告等の提出確認などにより、地域住民の総合相談の実態を包括的に把握する。

総合相談窓口(プランチ)との連携の際には、日頃の業務の中で抱えている課題等も共有し、伴走的な支援を行う。

(4) 地域における様々な資源の活用

地域包括支援センターの運営に当たっては、保健・福祉・医療の専門職やボランティアなど様々な関係者(医師会、歯科医師会、薬剤師会や住民組織等)がそれぞれの能力を生かしながら相互に連携することにより、介護サービス、医療サービス、ボランティア活動、近隣住民同士の助け合いまでなど、地域の様々な社会資源を活用した継続的かつ包括的なケアが行われるよう、総合的なケアマネジメントを行う。

また、地域包括支援センターが中心となり、こうしたこのような地域の様々な関係者と連携を図る場を設けるほか、市内の他の地域包括支援センターとのネットワーク形成に努める。

社会資源や各種サービスの活用にあたっては、「在宅医療・介護連携推進事業」、「生活支援体制整備事業」、「認知症総合支援事業」の包括的支援事業の実施主体である関係機関(在宅医療・介

護連携支援コーディネーターや生活支援コーディネーター、認知症強化型地域包括支援センターとの連携にも留意するした取組みに努める。

(5) 個人情報保護について

本委託業務は、個人情報を取り扱っているため、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報保護法及び大阪市個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、次の点に留意すること各条項の規定を遵守し、また、受託者の従事者にも各条項の規定を遵守させ、次に掲げる個人情報保護の措置を講ずること。

・法及び条例を理解したうえで、マニュアルを整備し、個人情報等の取得と提供を適切に行うこと。

さらに、法及び条例の各条項の規定を遵守し、また、受託者の従事者にも各条項の規定を遵守させ、次に掲げる個人情報保護の措置を講ずること。

・個人情報保護マニュアル（個人情報保護方針）を整備し、従事者に周知すること。（受託法人のマニュアル可）

・地域包括支援センターにおける各事業の実施にあたり、各業務の担当者が互いに情報を共有化し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得ておくこと。

・業務目的以外で、本委託業務に係る個人情報について第三者への提供を禁止すること。ただし、法令又は条例に定めがあるときはこの限りでない。なお、その場合、契約書第8条に定める発注者の承諾は不要とする。

・業務目的以外で、本委託業務に関して取得し、又は作成した個人情報が記録されている文書又は電磁的記録の複写及び複製を禁止すること。ただし、法令又は条例に定めがあるときはこの限りでない。なお、その場合、契約書第10条に定める発注者の承諾は不要とする。

・本委託業務を受託し、又は受託していた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的の利用について禁止すること。

・必要に応じて、本市職員による立ち入り検査を受けること。

・個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、個人情報保護にかかる法人の規程に基づき対応を行うとともに、直ちに福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課に報告を行い、その指示に従うこと。

(6) データ保護関係

・次に掲げるデータ（及び入力原票）の保護措置について、大阪市個人情報保護条例を遵守のうえ、次に掲げる内容についても遵守すること。

・データ（及び入力原票）の機密保護を徹底すること。

・データ（及び入力原票）の無断使用及び第三者への提供を禁止すること。

・データ（及び入力原票）の複写及び複製を禁止すること。

・本市から提供された資料等、貸与品等により、契約目的物の作成のために受託者が保有した使用済みデータは、すべて廃棄処分し、その処理結果について書面で報告すること。貸与した記録媒体（磁気テープ、紙等の媒体。「以下記録媒体等」という。）については仕様書に定めのない限り、本市職員へ返却すること。

・事故等により業務に支障が出た場合は、直ちに本市職員に連絡の上、その指示に従うこと。

・必要に応じて本市職員による立ち入り検査を受けること。

・その他データの適宜・適切な管理に努めること。

(7) 業務引継ぎ

受託者は、業務委託契約満了にあたり、本業務の次期受託業者が決定した場合、必要な業務引き継ぎを行い、円滑な業務移行に協力すること。

(8) 関係書類等保管期間

地域包括支援関係書類等については、5年間保管すること。

本市が保管書類の提出を求めた場合、求めに応じること。

(9) 研修

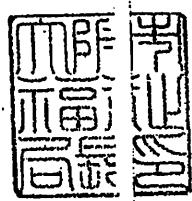
本市が指定する研修に参加すると共に、その他の研修等の機会を通じ、専門職としてのスキルアップを図ること。

また、受託者は、従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務を遂行するよう、適切な研修を実施すること。

(10) その他

・職員は職員証を常に携帯し、求めに応じて提示すること。

・受託者は、本委託業務を実施するにあたっては、対象者及び従事者の安心・安全を確保するため、手指消毒やマスク着用の徹底や、オンライン又はウェブを用いる等の感染症対策について、適宜対応の検討を行い取り組むこと。



業務委託契約書（経常型）

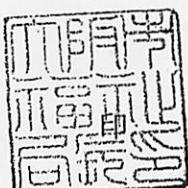
契約番号 福祉契 第 0400609 号

名 称	介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）（単価契約）											
単 価 契 約 金 額		十億				百万			千		円	
うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額	別表のとおり											
履 行 期 間	<input checked="" type="radio"/> 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで <input type="radio"/> 契約後 日											
履 行 場 所	本市指定場所											
保 証 事 項	<input type="radio"/> 契約保証金 円 <input type="radio"/> 履行保証保険 ● 免除											
そ の 他	東成区南部地域包括支援センター分											

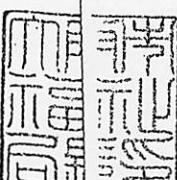
上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記事項及び裏面記載の各条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年4月1日

発注者 大阪市
契約担当者 大阪市福祉局長 坂田 洋一



受注者 住所又は事務所所在地 大阪市東成区大今里南3-11-2
商号又は名称 社会福祉法人大阪市東成区社会福祉協議会
氏名又は代表者氏名 会長 清水 弘



(別表)

基本単価	4,870 円／月 (438 単位相当額)
初回加算	3,336 円 (300 単位相当額)
委託連携加算	3,336 円 (300 単位相当額)

※基本単価及び上記表に記載する 2 つの加算は非課税

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。

以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

3 発注者は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を受注者又は第19条に定める受注者の業務責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の業務責任者は当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との間で協議がある場合を除き、業務を完了するため必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

8 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。
(契約金額)

第1条の2 この契約において、業務委託料とは、単価契約金額に予定数量を乗じた額のことをいう。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、労働基準法(昭和22年法律第49号)、職業安定法(昭和22年法律第141号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他関係法令(社会保険・労働保険に関する法令を含む。)の規定のほか、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例(平成18

年大阪市条例第16号。以下「コンプライアンス条例」という。)における委託先事業者に係る規定を守り、善良な管理者の注意をもって業務を履行しなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

第3条 この契約書に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

第4条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと認めた場合はこの限りでない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(事故等の報告義務)

第5条 受注者は、業務の遂行中に事故が発生したときは、その事故発生の帰責の如何にかかわらず、直ちにその旨を発注者に報告し、速やかに応急処置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告並びにその後の具体的な事故防止策を、書面にて提出しなければならない。

2 前項の事故が、個人情報及び業務に係るすべてのデータ(以下「個人情報等」という。)の漏えい、滅失、き損等の場合には、受注者は、業務を中止するとともに、速やかに前項に規定する措置を講じなければならない。なお、業務中止の期間は、発注者が指示するまでとする。

3 第1項の事故により、以降の業務の円滑な進行を妨

げる恐れがあるときは、受注者は、速やかに問題を解決し、業務進行に与える影響を最小限にするよう、努めなければならない。

(個人情報等の保護に関する受注者の責務)

第6条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「保護条例」という。）、大阪市特定個人情報保護条例（平成27年大阪市条例第89号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

2 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報等の管理義務)

第7条 受注者は、発注者から提供された資料、貸与品等及び業務を行う上で得られた受注者の保有する記録媒体（光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。）上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録する等適正に管理しなければならない。

2 受注者は、前項の記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。

3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を文書により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。

4 受注者は、定期的に発注者からの要求に応じて、第1項の管理記録を発注者に提出しなければならない。

5 第1項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善を求めるとともに、発注者が受注者の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで業務を中止させることができ。

(目的外使用の禁止)

第8条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(外部持出しの禁止)

第9条 受注者は、発注者が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部に持ち出さなければならない。

(複写複製の禁止)

第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より文書による同意を得た場合はこの限りでない。

2 前項ただし書に基づき作成された複写複製物の管理については、第7条を準用する。

(個人情報等の保護状況に関する検査の実施)

第11条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。

2 受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。

3 第1項の立入検査の結果、受注者の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、業務を中止させることができる。

(事実の公表)

第12条 発注者は、受注者が保護条例第15条の規定に違反していると認めるときは、保護条例第16条第1項の規定に基づき、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。

2 発注者は、受注者が前項に規定する勧告に従わないときは、保護条例第16条第2項に定める事実の公表を行うために必要な措置をとることができる。

3 発注者は、前2項に定めるもののほか、業務に関する個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の保証)

第13条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第2号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、一般競争入札においては業務委託料の10分の1以上、指名競争入札、随意契約においては100分の5以上としなければならない。

- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 業務委託料の変更があった場合には、一般競争入札においては保証の額が変更後の業務委託料の10分の1、指名競争入札及び随意契約においては100分の5に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、発注者がその必要がないと認めたときは、受注者は、同項各号に掲げる保証を付することを要しない。
- 6 第1項の規定により、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって、この契約に基づき受注者が負担する賠償金、損害金又は違約金等に充当することができる。この場合において、なお不足があるときは、当該不足の額についてさらに請求する。

(権利義務の譲渡等)

- 第14条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

- 第15条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、発注者の承諾なく、設計図書等(業務を行う上で得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
 - 3 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前2項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。
 - 4 前3項の規定は、この契約が終了した後においても、同様とする。

(一括再委託等の禁止)

- 第16条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
 - 3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、

又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

- 4 受注者は、第2項により第三者に委任し、又は請け負わせた場合、発注者に対し、その第三者の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うものとする。

(特許権等の使用)

- 第17条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(特許権の発明等)

- 第17条の2 受注者は、業務の遂行にあたり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、書面にて発注者に通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続き及び権利の帰属等に関する詳細については、発注者と受注者とが協議して定める。

(監督職員)

- 第18条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する業務を完了させるための受注者又は受注者の業務責任者に対する業務に関する指示

(2) この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、

原則として、書面により行わなければならない。

- 5 この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(業務責任者)

第19条 受注者は、業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

- 2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第20条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限行使することができる。

- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務責任者に委任せらず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(特定個人情報を取扱う者)

第19条の2 受注者は、業務の履行において、特定個人情報を取扱う場合には、特定個人情報を取扱う者の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

(業務責任者等に対する措置請求)

第20条 発注者は、業務責任者又は受注者の使用人若しくは第16条第2項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第21条 受注者は、設計図書に定めるところにより、こ

の契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第22条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は、性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 受注者は貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

第23条 削除

(条件変更等)

第24条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合は除く。）

- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること

- (3) 設計図書の表示が明確でないこと

- (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること

- (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。

ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第25条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示(以下この条及び第27条において「設計図書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第26条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第27条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第28条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第29条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第30条 本契約書の規定に基づく履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第28条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日とする。)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第31条 本契約書の規定に基づく業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議

して定める。

(臨機の措置)

第32条 受注者は、業務を行うに当たって、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他の業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第33条 業務の完了前に、業務を行うにつき生じた損害(次条第1項、第2項若しくは第3項又は第34条の2第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第34条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第3項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠つ

たことにより生じたものについては、受注者が負担する。

4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第34条の2 業務を完了する前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)で、発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、仮設物又は作業現場に搬入済みの器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(仮設物又は作業現場に搬入済みの器具であって立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取扱いに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち、業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、損害を受けた仮設物又は器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における業務に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取扱いに要する費用の額」とあるのは「損害の取扱いに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を

適用する。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第35条 発注者は、第17条、第24条から第29条まで、第32条又は第33条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第36条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 発注者は、第2項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が業務報告書の引渡しを申し出たときは、直ちに当該業務報告書の引渡しを受けなければならぬ。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該業務報告書の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに履行して発注者の検査を受けなければならぬ。この場合において、履行の完了を業務の完了とみなして前5項の規定を準用する。

(減価採用)

第37条 前条第6項の規定にかかわらず、検査の結果、当該履行内容に僅少の不備がある場合で発注者がその使用上重大な支障がないと認め、かつ、期限その他の条件から履行が困難と認めたときは、相当の価格を減価の上、これを採用することができる。減価の額は発

注者が定める。

(業務委託料の支払い)

第38条 受注者は、第36条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 発注者が、その責めに帰すべき事由により第36条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分払)

第39条 受注者は、業務の完了前に、既に履行した部分(本条第3項に定める検査に合格したもの。以下「既履行部分」という。)に相応する金額(以下「業務委託料相当額」という。)について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、月1回を越えることができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を書面により発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 = 業務委託料相当額 × (9/10) (債務が性質上不可分の委託契約)

部分払金の額 = 業務委託料相当額 (債務が性質上可分の委託契約)

7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第

6項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額からすでに部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とする。

(部分払金の不払に対する業務中止)

第40条 受注者は、発注者が第38条又は第39条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(債務不履行に対する受注者の責任)

第41条 受注者は、業務について、この契約に定められたとおり履行できないことが明らかになったときは、遅滞なく発注者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた場合、又は受注者がこの契約に違反したことが明らかになった場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてその履行の追完を請求し、若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求し、又はその履行の追完に代えて損害の賠償を請求することができる。ただし、債務の不履行が受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、発注者は、損害の賠償を請求することができない。

3 前項の規定は、第43条第1項及び第2項に定める解除権の行使を妨げない。

4 第2項において、受注者が負うべき責任は、第36条第2項又は第39条第3項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

(履行遅延の場合における損害金等)

第42条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、発注者が履行期間後に完了する見込があると認めたときは、発注者は、延滞違約金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の延滞違約金の額は、業務委託料（第37条の規定に基づき減価したときはその減価後の金額）から第39条に規定する支払い済みの部分払金を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第38条第2項の業務委託料又は第39条第5項の規定による部分払金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(不当な取引制限等に係る損害賠償金)

第42条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の業務委託料の100分の20に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

(1) 受注者が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（同法第7条の9第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。）をいう。以下同じ。）を受け、これらが確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。）。

(2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令等において、受注者に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該行為の対象となつた取引分野が示された場合（この契約が、示された場合を除く。）に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の徵取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。

(4) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

2 前項の場合において、受注者がこの契約について行った独占禁止法第3条若しくは第8条第1号の規定に違反する行為又は受注者若しくは受注者の役員若しくは使用人がこの契約について行った刑法第96条の6

に規定する行為により発注者が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、発注者は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。

3 第1項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払いの日から、支払の日における民事法定利率（民法第404条第3項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。）の割合による利息を付さなければならない。

（発注者の解除権）

第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、当該不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 履行期間内に業務を完了しないとき、又は完了する見込みが明らかにないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく第41条第2項に定める追完がなされないとき。
- (4) この契約の履行にあたり発注者の指示に従わないとき又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
- (5) コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は同条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないとき。
- (6) 前各号のほかこの契約に違反したとき。

2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 第14条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずに本契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (2) 受注者の債務の全部が履行不能であるとき。
- (3) 受注者がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告を

しても、受注者がその債務を履行しない又は契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

- (7) 受注者が第45条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - (8) 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に、本契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
 - (9) この契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
 - (10) 発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
 - (11) 監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けたとき。
- 3 前各項各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、契約の解除をすることができない。

（誓約書の提出）

第43条の2 受注者及び暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

（暴力団排除に伴う契約の解除）

第43条の3 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちに契約を解除する。

- (1) 暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。
- (2) 暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合において、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第43条の4 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、一般競争入札においては業務委託料の10分の1、指名競争入札、随意契約においては100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第43条の規定によりこの契約が解除された場合

(受注者の責めに帰することができない事由による場合を除く。)

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となつた場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 前条の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（契約解除に伴う損害賠償金）

第43条の5 前条第1項又は第3項に規定する場合（前条第2項によりみなされた場合を含む。）において、発注者に生じた実際の損害額が、前条第1項又は第3項に規定する違約金の額を超える場合には、受注者は超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（業務完了前の発注者の任意解除権）

第44条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第43条第1項及び第2項、第43条の3の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第45条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。ただし、受注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第25条の規定により設計図書等を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第26条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となつたとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、前項各号に掲げる事項が発注者の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（解除の効果）

第46条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第39条に規定する部分払に係る部分については、この限りでない。

（解除に伴う措置）

第47条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、この契約が解除された場合において、器具、仮設物その他の物件（第16条第2項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

3 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下本項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

(1) 器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等は受注者が負担する。

4 第2項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等を負担しなければならない。

5 第1項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第43条、第43条の3又は第43条の4の規定によるときは発注者が定め、第44条又は第45条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2項に規定する受注者のとるべき措置の期限、

方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(保険)

第 48 条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを持ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第 49 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日までの日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2. 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

第 50 条 削除

(概算契約)

第 51 条 この契約書の頭書に概算契約である旨の記載がなされている契約(以下この条において「概算契約」という。)にあっては、設計図書記載の数量及び契約書記載の業務委託料は概算であり、発注者の都合により増減することがある。この場合にあっては、業務委託料の確定は、業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行うものとする。

2. 本契約が概算契約である場合、契約書中「業務委託料」は、契約書記載の概算金額のことをいう。ただし、第 42 条中「業務委託料」は「業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」

と読み替える。

(補則)

第 52 条 この契約書に定めのない事項については、大阪市契約規則(昭和 39 年大阪市規則第 18 号)及び大阪市会計規則(昭和 39 年大阪市規則第 14 号)に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察へ届出を行わなければならない。また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察へ届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるとときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 契約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

（条例の遵守）【5 条関係】

第 1 条 受注者および受注者の役職員は、本業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【6 条 2 項・12 条 2 項関係】

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【7 条 2 項関係】

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【17 条 4 項関係】

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【21 条関係】

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく報告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

その他の特記仕様書

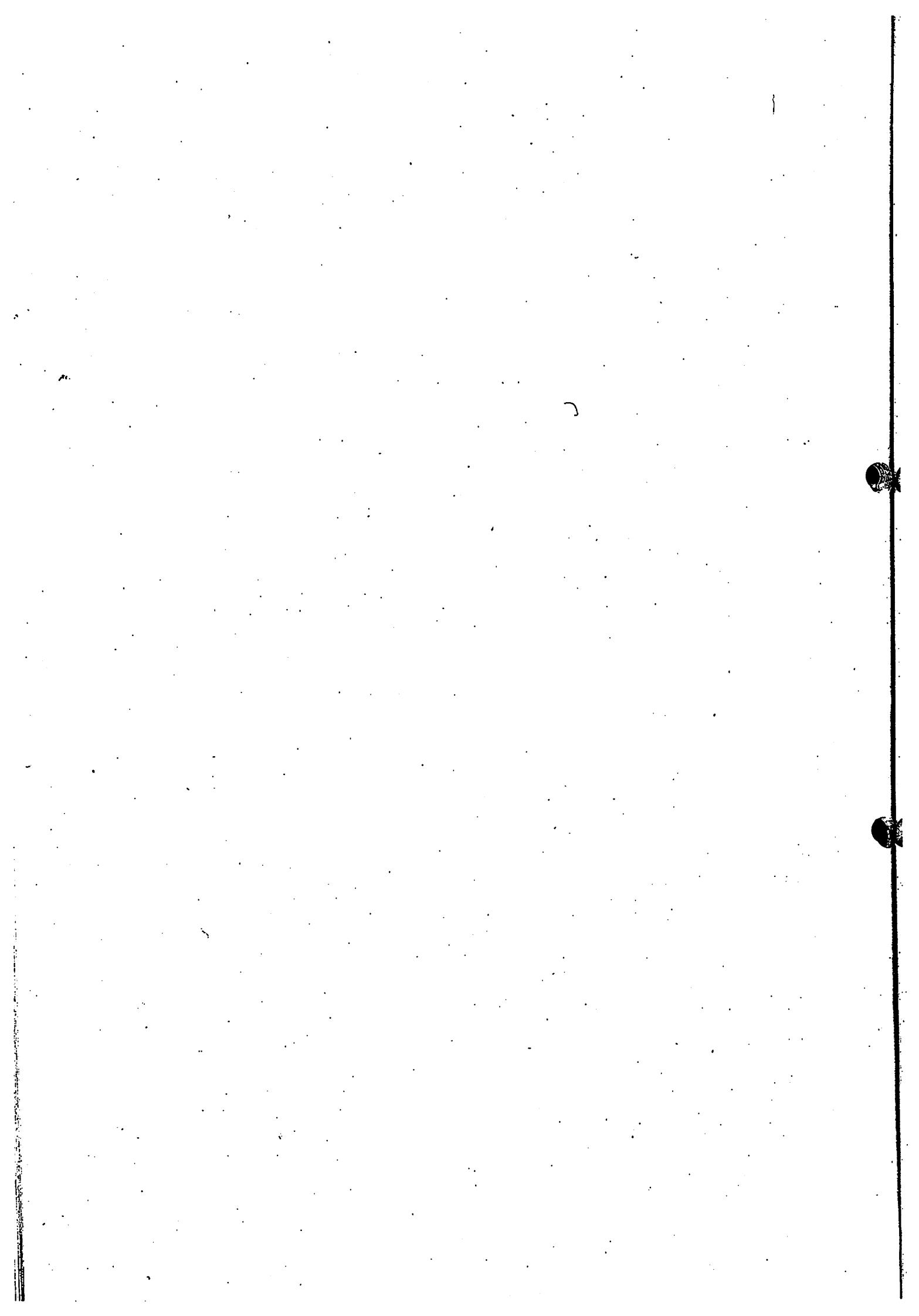
発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の福祉局総務部総務課（連絡先：06-6208-7911）に報告しなければならない。

車両使用に係る特記仕様書

本契約に基づき輸送を行う際に使用する自動車は車種規制非適合車以外の自動車でなければならない。

「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車をいう。

車両使用に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境管理課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965



介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント

(第1号介護予防支援事業) (単価契約)

仕様書

1 業務名称

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)
(単価契約)

2 目的

要支援者等が要介護状態となることを予防し、自立した生活を送ることができるよう、その心身の状況、置かれている環境、本人及びその家族の希望等を勘案し、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組みを総合的に支援し、生活の質の向上に資するサービス提供が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行うこと

3 基本的な考え方

対象者の自立支援に資するよう、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど、「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチしていくことが重要であり、適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用して、目標の達成に取り組んでいくこと、具体的に介護予防・生活支援サービス事業等の利用について検討し、ケアプランを作成していく。

地域包括支援センターが実施する包括的支援事業及び指定介護予防支援事業所として実施する介護予防支援業務と本業務を合わせ、一体的に実施し、対象者に対する支援を行う。

4 契約期間

令和4年4月1日 (契約締結日) ~令和5年3月31日

5 委託料

単価契約とし、大阪府国民健康保険団体連合会を通じて支払を行う。

基本単価	4,870 円／月	(438 単位相当額)
初回加算	3,336 円	(300 単位相当額)
委託連携加算	3,336 円	(300 単位相当額)

※ 基本単価及び上記表に記載する2つの加算は非課税

6 対象者

地域包括支援センターが担当する圏域内に居住する「要支援1又は2の認定を受けた方」および「基本チェックリストにより“事業対象者”となった方」のうち、介護予防・日常生活支援総合事業のみを利用する方

7 実施体制

(1) 実施場所

地域包括支援センター

(2) 開設時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後7時

土曜日 午前9時～午後5時

(祝日・年末年始を除く)

または、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業所として開設する時間と同様

なお、時間外や休日についても、緊急時に連絡が取れるような体制を整備しておくこと。

(3) 従事者

地域包括支援センターに配置されている保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員及びそれらに準ずる者のほか、介護支援専門員等の指定介護予防支援業務を行っている職員。

また、包括的支援事業全体の円滑な実施を考慮した上で、地域包括支援センターが業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託し、当該事業所の介護支援専門員によって実施することも可能。

ただし、初回の介護予防ケアプラン作成においては、地域包括支援センターが利用者面談に立ち会うことと基本とし、その全てのケースに関与すること。

8 業務内容

「大阪市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」及び「大阪市第1号介護予防支援事業実施要領」に基づいて業務の実施にあたること。また業務詳細については、「大阪市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）事業実施マニュアル」を参照すること。

(1) 類型

①原則的な介護予防ケアマネジメント

総合事業の訪問型サービスや通所型サービスを利用する場合のケアマネジメント

②初回のみケアマネジメント

総合事業のサポート型訪問サービスのみを利用する場合のケアマネジメントで、サービス利用開始時のみ実施するもの（サービス終了時のアセスメント実施を含む）

類型	① 原則的な介護予防ケアマネジメント	② 初回のみケアマネジメント
対象者	要支援1又は2（要支援認定） 事業対象者（基本チェックリスト該当者）	要支援1又は2（要支援認定） 事業対象者（基本チェックリスト該当者）
サービス内容	対象者が対象サービスを利用する際に実施するケアマネジメント（現行の介護予防支援と同様のマネジメント） ・アセスメントの実施 ・介護予防ケアプラン原案の作成 ・サービス担当者会の開催 ・介護予防ケアプランの説明、同意、交付 ・毎月のモニタリングの実施 など	対象者が対象サービスを利用する際の初回のみ実施するケアマネジメント ・アセスメントの実施 ・アセスメント結果記録の作成 ・アセスメント結果記録の説明・同意・交付 ・サービス終了時の再アセスメントの実施 など

対象 サービス	1 訪問型サービス ① 介護予防型訪問サービス ② 生活援助型訪問サービス ③ 住民の助け合いによる生活支援活動事業 ④ サポート型訪問サービス（通所型サービスと併せて利用の場合）	1 訪問型サービス ③ サポート型訪問サービス (単独で利用の場合)
	2 通所型サービス ① 介護予防型通所サービス ② 短時間型通所サービス ③ 選択型通所サービス	
実施方法	地域包括支援センターへの委託 ※地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業者への一部委託も可能	地域包括支援センターへの委託
基準	介護予防支援と同じ	サービス担当者会議の開催、毎月のモニタリングの実施等の運営基準を緩和

(2) 手順

- ア アセスメント（課題分析）及び介護予防ケアプラン原案作成
 - ・要支援者等の状態の把握、支援ニーズを特定し課題を分析
 - ・目標や具体策の設定、サービスの利用方針等を決定
- イ サービス担当者会議
 - ・原則としてケアプラン作成・変更時に利用者や家族、サービス事業者、主治医、インフォーマルサービスの提供者等とサービス担当者会議を開催（家族やサービス提供担当者等と共に認識）
 - *初回のみケアマネジメントは省略可
- ウ 介護予防ケアプラン原案の説明・同意（利用者に対して）
- エ 介護予防ケアプランの確定・交付（利用者・指定第1号事業者等に対して）
- オ 給付管理
- カ モニタリング
 - ・利用者自身の日常生活能力や社会状況等の変化によって課題が変化していないかを継続的に（毎月）確認し、介護予防ケアプランどおりに実行できているかを把握（変化がなくても3か月に1回は要訪問）
 - ・利用者等からの相談などにより、必要に応じサービス利用に係る調整
 - *初回のみケアマネジメントは必要時のみ実施
- キ 評価（再アセスメント）
 - ・サービス事業所から評価等の報告を受け、効果の評価を総合的に実施
 - *初回のみケアマネジメントでは、サービス利用終了時に実施

9 一部委託

(1) 一部委託先事業者に対し一部委託できる範囲

指定居宅介護支援事業者へは、次の業務内容の範囲内で介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の一部を委託することができる。

- ① 重要事項説明
- ② 契約の締結
- ③ アセスメントの実施

- ④ 介護予防ケアプラン原案等の作成
- ⑤ サービス担当者会の開催
- ⑥ 介護予防ケアプラン原案等の説明・同意
- ⑦ 介護予防ケアプランの交付
- ⑧ サービス提供の連絡・調整
- ⑨ モニタリング
- ⑩ 評価
- ⑪ 給付管理業務
- ⑫ その他日常の利用者、サービス提供事業者との連絡・調整

(2) 一部委託の中立・公正

一部委託先事業者においては、地域包括支援センターと締結する「介護予防支援（第1号介護予防支援事業を含む）業務一部委託に係る契約書」に基づき、中立・公正にその業務を実施する必要がある。

(3) 介護予防ケアマネジメント以外の相談

一部委託先事業者の介護支援専門員は、利用者及びその家族から介護予防ケアマネジメント以外の相談等を受けた場合は、特定の営業活動に関わることがないよう適切な対応を行った上で、地域包括支援センターに報告する必要がある。

10 提出書類

(1) 事業実績報告

別途定める実績報告書様式により毎月事業実績を作成し、期限までに提出すること。

(2) 評価

別途定める「評価の手引き」に沿った評価に基づき、質の向上及び運営改善に努めること。

(3) その他

本市及び大阪市地域包括支援センター運営協議会、各区地域包括支援センター運営協議会の求めに応じて資料を提出し、運営について報告すること。

11 留意事項

- (1) 介護保険法及び関係法令を遵守し、「大阪市第1号介護予防支援事業実施要領」に基づいて業務を実施すること。
- (2) 国の関係法令（ガイドライン等を含む）や市町村の個人情報保護条例等を遵守し、住民の個人情報の取り扱いに充分注意すること。地域包括支援センターの業務の一部を委託されている指定居宅介護支援事業者（以下「一部委託先事業者」という）の事業所内の個人情報を記録した書類や情報端末の管理、介護支援専門員が持ち出す磁気媒体について、個人情報の保護及び漏洩を防ぐ万全の措置がとられている必要がある。
- (3) 介護予防ケアマネジメントを実施するにあたり、各業務の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることから、あらかじめ利用者から個人情報を業務目的の範囲内で利用することについて了承を得ること。
- (5) 介護予防ケアマネジメントの従事者は、「介護給付ケアマネジメント指導研修資料」「地域包括支援センター運営マニュアル」等を参考し、高齢者的人権に十分留意する必要がある。
- (6) 介護予防ケアマネジメントの従事者は、身分を証する書類（地域包括支援センターにおいては担当職員証、一部委託先事業者においては「介護支援専門員証」）を必ず携帯し、必要に応じて利用者又はその家族の求めに応じて提示すること。
- (7) 介護予防ケアマネジメントの従事者は、利用者及びその家族に本業務の趣旨を説明した後に、「介護予防ケアマネジメント関連様式を用いて、介護予防サービス・支援計画書（介護予防ケアマネジメント結果等記録表）」を作成すること。

- (8) 介護予防ケアマネジメントの実施にあたり重大な問題（事故）が生じたとき、あるいは利用者の権利擁護に関して留意すべき事項を認めた場合、直ちに市町村（一部委託先事業者の場合は地域包括支援センター）に報告すること。

12 その他

(1) 職員の資質の向上

本業務は、人材の質がサービスの質に直結するものであることから、地域住民や地域の関係機関から信頼される支援機関としてその責務を果たしていけるよう、常に職員の資質向上に努めること。

(2) 公正・中立性の確保

業務の遂行にあたっては、高齢者に提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に理由なく偏ることがないよう、公正・中立性を確保しなければならない。また、その運営については大阪市地域包括支援センター運営協議会の議を経て決定された事項について、遵守しなければならない。

(3) 個人情報保護について

本委託業務は、個人情報を取り扱っているため、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、大阪市個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、また、受託者の従事者にも各条項の規定を遵守させ、次に掲げる個人情報保護の措置を講じること。

①本委託業務に係る個人情報について、第三者への提供を禁止すること。ただし、法令又は条例に定めがあるときはこの限りでない。なお、その場合、契約第8条に定める発注者の承諾は不要とする。

②本委託業務に関して取得し、又は作成した個人情報が記録されている文書等の複写及び複製を禁止すること。ただし、法令又は条例に定めがあるときはこの限りでない。なお、その場合、契約第10条に定める発注者の承諾は不要とする。

③本委託業務を受託し、又は受託していた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的の利用について、禁止すること。

④必要に応じて、本市職員による立ち入り検査を受けること。

⑤個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、個人情報保護にかかる法人の規程に基づき対応を行うとともに、直ちに福祉局地域包括ケア推進課に報告を行い、その指示に従うこと。

(4) 情報公開への対応

受託者は、「大阪市情報公開条例」の趣旨をふまえ、事業の運営に関する情報を公開するため、必要な措置を講じなければならない。

(5) 苦情処理体制の整備

苦情処理にあたっては対応マニュアルの整備、責任者の明示など適切に体制を整備すること。

(6) 本業務の執行管理方法

本業務の進捗管理・執行状況把握等の執行管理については、スケジュール、作業工程に係る全ての業務について、本市と十分協議し、その指示に従うこと。

(7) 関係書類等保管期間

本業務関係書類等については、5年間保管すること。

本市が保管書類の提出を求めた場合、求めに応じること。

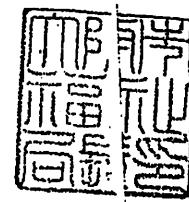
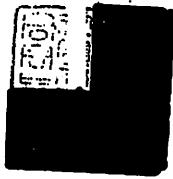
(8) 再委託の禁止条項

本業務（9に示す業務を除く）の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない

①介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - ②受注者は、コピー、パソコン、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
 - ③受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
 - ④地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
 - ⑤受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。
- (9) 感染症対策について
受託者は、本委託業務を実施するにあたっては、対象者及び従事者の安心・安全を確保するため、感染症対策を講じること。



業務委託契約書（経常型）

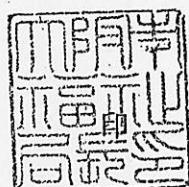
契約番号 福祉契 第 0400410 号

名 称	大阪市家族介護支援事業	
業 務 委 託 料	¥111,700	
うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額	非課税	
履 行 期 間	<input checked="" type="radio"/> 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで <input type="radio"/> 契約後 日	
履 行 場 所	本市指定場所	
保 証 事 項	<input type="radio"/> 契約保証金 円 <input type="radio"/> 履行保証保険	<input checked="" type="radio"/> 免除
そ の 他	東成区南部地域包括支援センター一分	

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記事項及び裏面記載の各条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年4月1日

発注者 大 阪 市
契 約 担 当 者 大阪市福祉局長 坂田 洋一



受注者 住所又は事務所所在地 大阪市東成区大今里南 3-11-2
商 号 又 は 名 称 社会福祉法人大阪市東成区社会福祉協議会
氏名又は代表者氏名 会長 清水 弘



(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を受注者又は第19条に定める受注者の業務責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の業務責任者は当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との間で協議がある場合を除き、業務を完了するため必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 8 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。(法令上の責任等)
- 第2条 受注者は、労働基準法(昭和22年法律第49号)、職業安定法(昭和22年法律第141号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他関係法令(社会保険・労働保険に関する法令を含む。)の規定のほか、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例(平成18年大阪市条例第16号。以下「コンプライアンス条例」という。)における委託先事業者に係る規定を守り、善良な管理者の注意をもって業務を履行しなければなら

ない。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第3条 この契約書に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

- 第4条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと認めた場合はこの限りでない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(事故等の報告義務)

- 第5条 受注者は、業務の遂行中に事故が発生したときは、その事故発生の帰責の如何にかかわらず、直ちにその旨を発注者に報告し、速やかに応急処置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告並びにその後の具体的な事故防止策を、書面にて提出しなければならない。
- 2 前項の事故が、個人情報及び業務に係るすべてのデータ(以下「個人情報等」という。)の漏えい、滅失、き損等の場合には、受注者は、業務を中止するとともに、速やかに前項に規定する措置を講じなければならない。なお、業務中止の期間は、発注者が指示するまでとする。
- 3 第1項の事故により、以降の業務の円滑な進行を妨げる恐れがあるときは、受注者は、速やかに問題を解決し、業務進行に与える影響を最小限にするよう、努めなければならない。

(個人情報等の保護に関する受注者の責務)

第6条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「保護条例」という。）、大阪市特定個人情報保護条例（平成27年大阪市条例第89号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

2 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報等の管理義務)

第7条 受注者は、発注者から提供された資料、貸与品等及び業務を行う上で得られた受注者の保有する記録媒体（光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。）上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録する等適正に管理しなければならない。

2 受注者は、前項の記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。

3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を文書により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。

4 受注者は、定期的に発注者からの要求に応じて、第1項の管理記録を発注者に提出しなければならない。

5 第1項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善を求めるとともに、発注者が受注者の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで業務を中止させることができる。

(目的外使用の禁止)

第8条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(外部持出しの禁止)

第9条 受注者は、発注者が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部に持ち出してはならない。

(複写複製の禁止)

第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より文書による同意を得た場合はこの限りでない。

2 前項ただし書に基づき作成された複写複製物の管理については、第7条を準用する。

(個人情報等の保護状況に関する検査の実施)

第11条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。

2 受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。

3 第1項の立入検査の結果、受注者の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、業務を中止させることができる。

(事実の公表)

第12条 発注者は、受注者が保護条例第15条の規定に違反していると認めるときは、保護条例第16条第1項の規定に基づき、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。

2 発注者は、受注者が前項に規定する勧告に従わないとときは、保護条例第16条第2項に定める事実の公表を行うために必要な措置をとることができる。

3 発注者は、前2項に定めるもののほか、業務に関する個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の保証)

第13条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第2号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、一般競争入札においては業務委託料の10分の1以上、指名競争入札、随意契約においては100分の5以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 業務委託料の変更があった場合には、一般競争入札

においては保証の額が変更後の業務委託料の 10 分の 1、指名競争入札及び随意契約においては 100 分の 5 に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

5 第 1 項の規定にかかわらず、発注者がその必要がないと認めたときは、受注者は、同項各号に掲げる保証を付することを要しない。

6 第 1 項の規定により、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって、この契約に基づき受注者が負担する賠償金、損害金又は違約金等に充当することができる。この場合において、なお不足があるときは、当該不足の額についてさらに請求する。

(権利義務の譲渡等)

第 14 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第 15 条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 受注者は、発注者の承諾なく、設計図書等（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

3 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前 2 項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

4 前 3 項の規定は、この契約が終了した後においても、同様とする。

(一括再委託等の禁止)

第 16 条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

4 受注者は、第 2 項により第三者に委任し、又は請け

負わせた場合、発注者に対し、その第三者の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うものとする。

(特許権等の使用)

第 17 条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(特許権の発明等)

第 17 条の 2 受注者は、業務の遂行にあたり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、書面にて発注者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続き及び権利の帰属等に関する詳細については、発注者と受注者とが協議して定める。

(監督職員)

第 18 条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したものほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する業務を完了させるための受注者又は受注者の業務責任者に対する業務に関する指示

(2) この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第 2 項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。

この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(業務責任者)

第19条 受注者は、業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第20条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(特定個人情報を取扱う者)

第19条の2 受注者は、業務の履行において、特定個人情報を取扱う場合には、特定個人情報を取扱う者の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

(業務責任者等に対する措置請求)

第20条 発注者は、業務責任者又は受注者の使用人若しくは第16条第2項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第21条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第22条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は、性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 受注者は貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

第23条 削除

(条件変更等)

第24条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合は除く。）

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること

(3) 設計図書の表示が明確でないこと

(4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること

(5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならぬ。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第25条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示(以下この条及び第27条において「設計図書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第26条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第27条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第28条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延

長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第29条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第30条 本契約書の規定に基づく履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第28条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日とする。)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第31条 本契約書の規定に基づく業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第32条 受注者は、業務を行うに当たって、災害防止等

のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聽かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他の業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第33条 業務の完了前に、業務を行うにつき生じた損害(次条第1項、第2項若しくは第3項又は第34条の2第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第34条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第3項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間

に紛争が生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第34条の2 業務を完了する前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)で、発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、仮設物又は作業現場に搬入済みの器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(仮設物又は作業現場に搬入済みの器具であって立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取扱いに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち、業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、損害を受けた仮設物又は器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における業務に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取扱いに要する費用の額」とあるのは「損害の取扱いに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第35条 発注者は、第17条、第24条から第29条まで、

第32条又は第33条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (検査及び引渡し)

第36条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の検査に立ち会わなかつたときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 4 発注者は、第2項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が業務報告書の引渡しを申し出たときは、直ちに当該業務報告書の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該業務報告書の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに履行して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、履行の完了を業務の完了とみなして前5項の規定を準用する。

(減価採用)

第37条 前条第6項の規定にかかわらず、検査の結果、当該履行内容に僅少の不備がある場合で発注者がその使用上重大な支障がないと認め、かつ、期限その他の条件から履行が困難と認めたときは、相当の価格を減価の上、これを採用することができる。減価の額は発注者が定める。

(業務委託料の支払い)

第38条 受注者は、第36条第2項の検査に合格したと

きは、業務委託料の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者が、その責めに帰すべき事由により第36条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分払)

第39条 受注者は、業務の完了前に、既に履行した部分

- (本条第3項に定める検査に合格したもの。以下「既履行部分」という。)に相応する金額(以下「業務委託料相当額」という。)について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、月1回を越えることができない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を書面により発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

- 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。

- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額=業務委託料相当額×(9/10)(債務が性質上不可分の委託契約)

部分払金の額=業務委託料相当額(債務が性質上可分の委託契約)

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額からすでに部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とする。

(部分払金の不払に対する業務中止)

第 40 条 受注者は、発注者が第 38 条又は第 39 条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(債務不履行に対する受注者の責任)

第 41 条 受注者は、業務について、この契約に定められたとおり履行できないことが明らかになったときは、遅滞なく発注者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた場合、又は受注者がこの契約に違反したことが明らかになった場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてその履行の追完を請求し、若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求し、又はその履行の追完に代えて損害の賠償を請求することができる。ただし、債務の不履行が受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、発注者は、損害の賠償を請求することができない。

3 前項の規定は、第 43 条第 1 項及び第 2 項に定める解除権の行使を妨げない。

4 第 2 項において、受注者が負うべき責任は、第 36 条第 2 項又は第 39 条第 3 項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

(履行遅延の場合における損害金等)

第 42 条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、発注者が履行期間後に完了する見込があると認めたときは、発注者は、延滞違約金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の延滞違約金の額は、業務委託料（第 37 条の規定に基づき減価したときはその減価後の金額）から第 39 条に規定する支払い済みの部分払金を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第 38 条第 2 項の業務委託料又は第 39 条第 5 項の規定による部分払金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未

受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(不当な取引制限等に係る損害賠償金)

第 42 条の 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の業務委託料の 100 分の 20 に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

(1) 受注者が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（同法第 7 条の 9 第 2 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。）を受け、これらが確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。）。

(2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があつたとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令等において、受注者に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該行為の対象となつた取引分野が示された場合（この契約が、示された場合を除く。）に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の徵取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。

(4) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

2 前項の場合において、受注者がこの契約について行った独占禁止法第 3 条若しくは第 8 条第 1 号の規定に違反する行為又は受注者若しくは受注者の役員若しくは使用人がこの契約について行った刑法第 96 条の 6 に規定する行為により発注者が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、発注者は、当該残余の額についてさらに損

害賠償を請求する。

3 第1項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払いの日から、支払の日における民事法定利率（民法第404条第3項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。）の割合による利息を付さなければならぬ。

（発注者の解除権）

第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、当該不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 履行期間内に業務を完了しないとき、又は完了する見込みが明らかにないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく第41条第2項に定める追完がなされないとき。
- (4) この契約の履行にあたり発注者の指示に従わないとき又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
- (5) コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は同条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないとき。
- (6) 前各号のほかこの契約に違反したとき。

2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 第14条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずに本契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (2) 受注者の債務の全部が履行不能であるとき。
- (3) 受注者がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、受注者がその債務を履行しない又は契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 受注者が第45条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に、本契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

(9) この契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。

(10) 発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。

(11) 監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けたとき。

3 前各項各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、契約の解除をすることができない。

（誓約書の提出）

第43条の2 受注者及び暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

（暴力団排除に伴う契約の解除）

第43条の3 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちに契約を解除する。

- (1) 暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。
- (2) 暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合において、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第43条の4 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、一般競争入札においては業務委託料の10分の1、指名競争入札、随意契約においては100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第43条の規定によりこの契約が解除された場合（受注者の責めに帰することができない事由による場合を除く。）
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の

責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 前条の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（契約解除に伴う損害賠償金）

第43条の5 前条第1項又は第3項に規定する場合（前条第2項によりみなされた場合を含む。）において、発注者に生じた実際の損害額が、前条第1項又は第3項に規定する違約金の額を超える場合には、受注者は超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（業務完了前の発注者の任意解除権）

第44条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第43条第1項及び第2項、第43条の3の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第45条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。ただし、受注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第25条の規定により設計図書等を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第26条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、前項各号に掲げる事項が発注者の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（解除の効果）

第46条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第39条に規定する部分払に係る部分については、この限りでない。

（解除に伴う措置）

第47条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、この契約が解除された場合において、器具、仮設物その他の物件（第16条第2項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

3 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下本項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

（1） 器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等は受注者が負担する。

4 第2項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等を負担しなければならない。

5 第1項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第43条、第43条の3又は第43条の4の規定によるときは発注者が定め、第44条又は第45条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（保険）

第 48 条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるもの直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第 49 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日までの日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

第 50 条 削除

(概算契約)

第 51 条 この契約書の頭書に概算契約である旨の記載がなされている契約(以下この条において「概算契約」という。)にあっては、設計図書記載の数量及び契約書記載の業務委託料は概算であり、発注者の都合により増減することがある。この場合にあっては、業務委託料の確定は、業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行うものとする。

2 本契約が概算契約である場合、契約書中「業務委託料」は、契約書記載の概算金額のことという。ただし、第 42 条中「業務委託料」は「業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第 52 条 この契約書に定めのない事項については、大阪市契約規則(昭和 39 年大阪市規則第 18 号)及び大阪市会計規則(昭和 39 年大阪市規則第 14 号)に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)は、大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入(以下「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長(以下「監督職員等」という。)へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 署約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

(条例の遵守)【5条関係】

第1条 受注者および受注者の役職員は、本業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する資務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)【6条2項・12条2項関係】

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(福祉局総務部総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(福祉局総務部総務課)へ報告しなければならない。

(調査の協力)【7条2項関係】

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)【17条4項関係】

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)【21条関係】

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく通告に正当な理由なく従わないときは、本契約(協定)を解除することができる。(指定管理者の指定を取り消すことができる。)

その他特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の福祉局総務部総務課(連絡先:06-6208-7911)に報告しなければならない。

車両使用に係る特記仕様書

本契約に基づき輸送を行う際に使用する自動車は車種規制非適合車以外の自動車でなければならぬ。

「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車をいう。

車両使用に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境管理課
・自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

前金払に関する特約条項

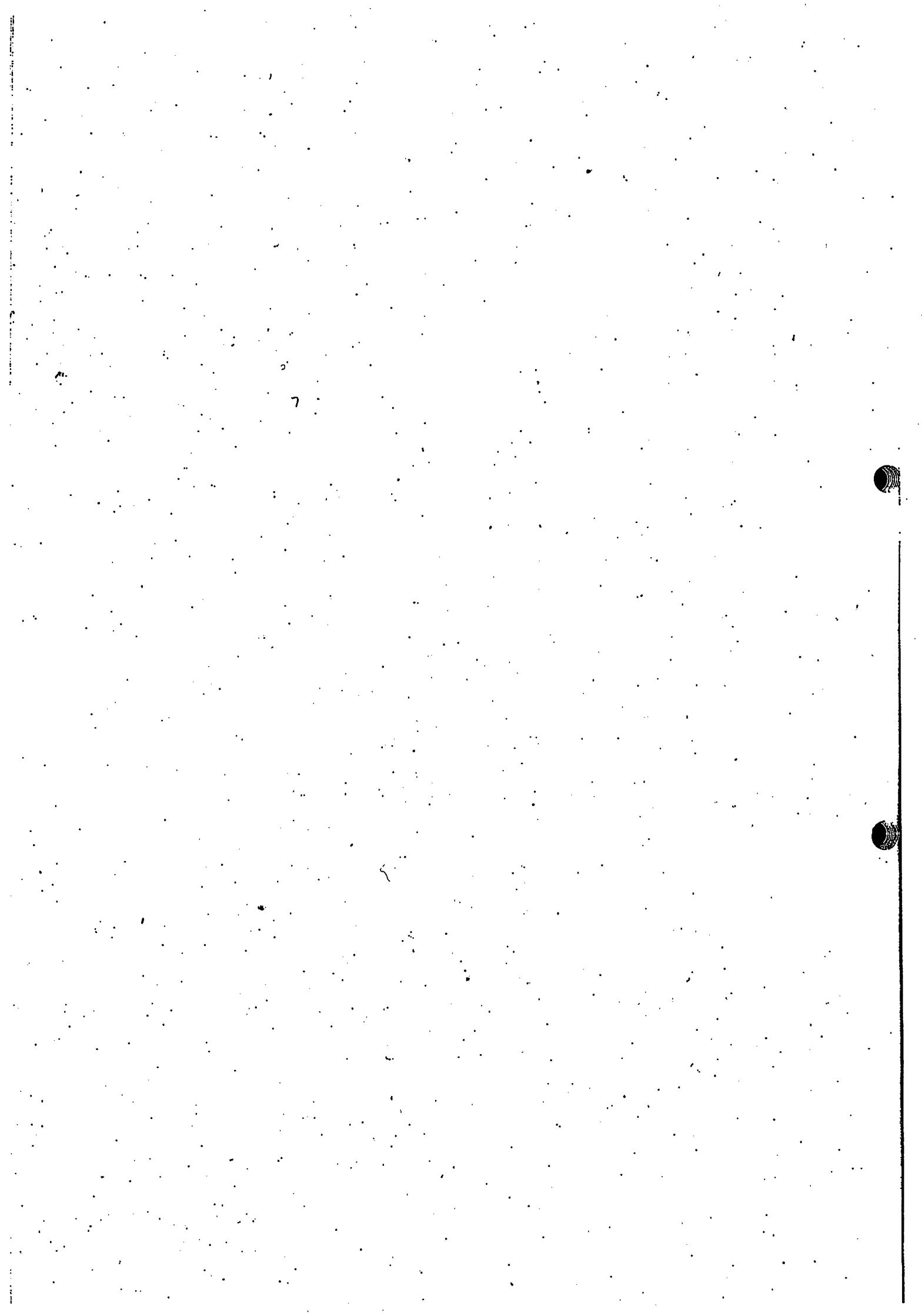
(業務委託料の前金払)

第1条 第38条及び第39条の規定に関わらず、発注者が業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、受注者は、前払いによる業務委託料の支払いを請求することができるものとする。この場合においては、第38条第1項及び第2項中「業務委託料」とあるのは「業務委託料からすでに前払いの対象となった業務委託料相当額を控除した額」と読み替える。

2 前項による前払いの支払回数、請求できる時期及び支払限度額は、次のとおりとする。ただし、発注者は、予算の都合その他の必要があるときは、この支払限度額を変更することができる。

請求できる時期	支払限度額
令和4年4月1日から	金 111,700 円

- 3 発注者は、前2項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求にかかる業務委託料を支払わなければならない。
- 4 受注者は、第1項の規定による前払いを受けたときは、当該前払いの趣旨にしたがって適正に使用し、この契約を誠実に履行しなければならない。
- 5 発注者は、この契約が解除された場合においては、第46条本文の規定に関わらず、既に業務を完了した部分（第39条の規定による既履行部分に相応する業務を完了した部分を除く。）を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する業務委託料相当額及び第39条の規定による既履行部分に相応する業務委託料相当額を第3項の規定による支払い済みの前払いによる業務委託料（以下「前払金」という。）の額から控除する。この場合において、前払金の額にお剰余があるときは、受注者は、解除が第43条又は第43条の3の規定によるときにあっては、その剰余の額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第44条又は第45条の規定によるときには、その剰余の額を発注者に返還しなければならない。



仕様書

大阪市家族介護支援事業業務委託に係る仕様書を次のように定める。

1 事業目的

この事業は、介護を要する高齢者を在宅で介護している家族（以下「家族介護者」という。）及び地域住民に対し、適切な介護知識・技術・各種サービスの利用方法等の在宅介護に関する情報交換・意見交換を行う機会の提供等を通じて、家族介護者の介護負担の軽減、介護離職の防止及び心身のリフレッシュを図るとともに、認知症の理解促進や当事者組織の育成・支援を行うことを目的とする。

2 事業の対象者

大阪市内に居住する家族介護者及び地域住民。

3 履行期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

4 支出方法

支払いは前払いとし、総価契約とする。

5 業務内容

委託法人の地域包括支援センター運営関連事業（包括的支援事業）従事者は、担当する圏域内の高齢者の実態や、家族会やボランティア等、地域の社会資源などの状況に応じて、家族介護者及び地域住民に対して、次の（1）～（6）に掲げる内容の講演会、交流会または研修会等、及び（7）に掲げる業務を実施する。

事業実施詳細については大阪市家族介護支援事業実施マニュアルを参照すること。

- (1) 介護方法及び介護技術並びに介護予防の知識・技術の習得に関すること。
- (2) 認知症の正しい知識の習得に関すること。
- (3) 家族介護者同士あるいは地域住民との交流を深めること。
- (4) 地域住民向けリーフレット等の作成・配布する。
- (5) 家族介護者の支援に有効な家族会の育成支援など自主的活動の支援に関すること。
- (6) 家族介護者の介護負担の軽減、心身のリフレッシュを図ることを目的に在宅介護に関する情報交換・意見交換を行う機会を提供すること。
- (7) 家族介護慰労金支給事業にかかる家族介護の実態把握のための訪問調査の実施。

6 実施方法

委託法人の地域包括支援センター運営関連事業（包括的支援事業）従事者は、前記5の（1）～（6）に示す業務について、次の（1）～（2）のとおり実施する。

なお、前記5の（7）に示す業務については、次の（3）のとおり実施する。

（1）実施計画

委託法人は、圏域内の協力関係機関と実施計画について検討したうえで、実施計画を福祉局長あて提出すること。

（2）実施報告

履行期間終了後、10日以内に福祉局長あて実績を報告すること。

（3）家族介護慰労金支給事業にかかる家族介護の実態把握のための訪問調査について

委託法人は、介護保険制度を利用せずに重度要介護高齢者を介護している介護者に本市が慰労金を支給する「家族介護慰労金支給事業」の実施に際し、担当圏域に居住する対象者から支給申請があった場合、福祉局地域包括ケア推進課の依頼に基づき家族介護の実態について調査を行うとともに、調査の機会を活用して家族介護支援事業への参加勧奨及び介護保険制度等の利用促進を行う。

7 注意事項

（1）対象者の費用負担について

飲食等にかかる経費については、対象者の負担とする。ただし、本市の承諾を得たときは、この限りではない。

（2）個人情報保護について

本委託業務は、個人情報を取り扱っているため、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、大阪市個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、また、受託者の従事者にも各条項の規定を遵守させ、次に掲げる個人情報保護の措置を講じること。

①本委託業務に係る個人情報について、第三者への提供を禁止すること。ただし、法令又は条例に定めがあるときはこの限りでない。なお、その場合、第8条に定める発注者の承諾は不要とする。

②本委託業務に関して取得し、又は作成した個人情報が記録されている文書等の複写及び複製を禁止すること。ただし、法令又は条例に定めがあるときはこの限りでない。なお、その場合、第10条に定める発注者の承諾は不要とする。

③本委託業務を受託し、又は受託していた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的の利用について、禁止すること。

④必要に応じて、本市職員による立ち入り検査を受けること。

⑤個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、個人情報保護にかかる法人の規程に基づき対応を行うとともに、直ちに福祉局地域包括ケア推進課に報告を行い、その指示に従うこと。

(3) 再委託等の禁止条項

- ①大阪市家族介護支援事業業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- ②受注者は、コピー、パソコン、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- ③受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- ④地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- ⑤受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
- なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(4) 感染症対策について

受託者は、本委託業務を実施するにあたっては、対象者及び従事者の安心・安全を確保するため、感染症対策を講じること。

8 その他

本書に定めのない事項については、本市と委託法人が協議のうえ実施する。

